

清水谷ビジョン

平成21年 1月
明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会
箕面自然休養林部会

(目 次)

はじめに	-----	1
1. 清水谷の概要	-----	2
(1) 清水谷の特徴	-----	2
(2) 清水谷の歴史的経緯	-----	3
(3) 現在の取扱方針	-----	5
2. 「清水谷ビジョン」策定の基本方針	-----	6
3. 清水谷ビジョン	-----	8
(1) 森林の将来目標像	-----	8
(2) 将来目標像を実現するために必要となる活動	-----	9
参考資料	-----	10
資料 1 清水谷周辺図面	-----	11
資料 2 箕面国有林の沿革	-----	13
資料 3 「国有林野保健休養機能調査書」(抄)	-----	15
資料 4 「箕面国有林の取扱い」(抄)	-----	31
資料 5 「管理経営の指針」(抄)	-----	39
資料 6 計画図の変遷	-----	48
資料 7 清水谷周辺林分での施業履歴	-----	60
資料 8 「清水谷ビジョン」策定の経緯	-----	63
資料 9 各委員からの発表資料	-----	65
資料 10 明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会 箕面自然休養林部会会則	-----	88

はじめに

箕面国有林は、大阪府北部の箕面市に位置する国有林で、面積は約580haです。箕面国有林は、大阪の市街地から近く、すぐれた森林景観に恵まれていることから、森林を活用した保健・文化・教育活動の場として多くの方々に利用されています。

箕面国有林のうち「清水谷（しみずだに）」（268及び269林班のうち清水谷両岸付近）は、北摂山系の中では、珍しく、東西に谷が走っており、周辺地域とは気象環境が異なることから、多様かつ希少な植物が生育していると言われており、これまで、様々な団体が活動を展開してきました。

京都大阪森林管理事務所（平成16年までは旧神戸事務所）では、この清水谷の取り扱いについて、平成12年以降、「清水谷をまもる会」をはじめとする様々な団体との意見交換を進めて参りました。平成18年には、これまでの意見交換の場を「明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会」の下部組織である「自然休養林部会」として明確に位置付け、以後、「自然休養林部会」と京都大阪森林管理事務所が連携して、具体的な活動を進めて参りました。

これまで、「自然休養林部会」では、清水谷において、植生調査の実施やプロットの設置、間伐対象木の選定などの活動を行って参りましたが、将来的に清水谷を含む国有林をどのような森林に誘導するのかという目標は、必ずしも、関係者の間で共有されておりませんでした。

このため、平成19年12月に開催された第16回会合において、「自然休養林部会」の活動を整理・強化する観点から、部会構成員の主体的な参加を通じて、清水谷における森林の将来目標像を提示するとともに、将来目標像を実現するために必要となる活動項目を整理した「清水谷ビジョン」を策定することを決定しました。

「清水谷ビジョン」の策定に当たっては、部会構成員全員より、清水谷における森林の将来目標像と将来目標像を達成するために必要な活動、及び構成員として自ら貢献できる活動について、5回の会合にわたり、発表を行っていただきました。その後、事務局の作成した素案をもとに、更に議論を進め、平成21年1月に開催された第22回会合において、「清水谷ビジョン」が採択されました。

今後、この「清水谷ビジョン」に基づき、箕面自然休養林部会の構成員の主体的な参画を通じて、清水谷における森林の将来目標像の達成に向け、様々な活動を展開していく予定です。

1. 清水谷の概要

「清水谷」とは、通常、箕面国有林268及び269林班のうち、清水谷両岸付近約50haの区域を指します（資料1参照）。以下では、「清水谷の概要」として、清水谷の特徴と歴史について説明します。

（1）清水谷の特徴

清水谷は、北摂山系の中では珍しく、東西に谷が走っており、周辺地域とは気象環境が異なることから、多様かつ希少な植物が生育していると言われています。以下では、清水谷の地形・生物について特徴を説明します。

（イ）地形

清水谷は、箕面川沿いの箕面川ダム北方約800m地点付近から東に分岐する谷であり、1km以上にわたって、東西方向に谷が延びています。北摂山系では、ほとんどの谷が南北に走っており、清水谷のように東西に走る谷は珍しいと言われています。

東西方向に走る谷においては、谷底の日照時間が長いこと、南斜面と北斜面では異なる日照条件が形成されること、冬期には西からの冷風が吹き込むことなどから、周辺地域とは異なる生物の生育環境が形成されると言われています。このため、次に述べるように、清水谷には、多様かつ希少な植物が多く生育しています。

（ロ）生物

清水谷は、現在では、ほぼ全域がスギ・ヒノキの人工林となっていますが、林内的一部や林床、林道脇、渓流沿いなどには、多様な植物が生育していることが観察されています。「清水谷をまもる会」の調査によると、草本類160種（うち地域貴重種27種）、木本類125種（うち地域貴重種13種）、羊歯類45種（うち地域貴重種5種）が確認されています。特に、清水谷では、周辺地域では滅多に見られないフタバアオイ、モメンヅルなどの生息も確認されています。

また、次項で述べる通り、清水谷は、かつて勝尾寺によって畠地として使われ、畔には茶の木が植栽されていたと言われており、現在でも、林内に茶の木の自生を見ることができます。その他にも、人為的に持ち込まれたと考えられる、ナンテン、オモト、バイカツツジなどの植物種が確認されています。

動物については、「清水谷をまもる会」の調査によると、ほ乳類が23種、鳥類が32種が確認されています。特に、渓流には大阪府の指定する準絶滅危惧種であるヒダサンショウウオが生息していることが知られています。

（2）清水谷の歴史的経緯

清水谷を含む箕面国有林の東側一帯は、江戸時代までは、勝尾寺の寺領でしたが、明治4年の「社寺上知令」により、境内地以外の寺領は全て国有地に編入されました。その後、活発な木材生産活動が展開されましたが、昭和42年に「明治の森箕面国定公園」に指定されてからは、森林レクリエーション活動を目的とする森林の取扱が行われてきました。以下では、清水谷の歴史的経緯について概説します（資料2、資料6、資料7参照）。

（イ）勝尾寺領の成立

勝尾寺は、宝亀6年（775年）に、光明天皇の皇子開成により、「弥勒寺」として創建されました。開成皇子は、寺域を魔障から守るために、密教の胎蔵界曼荼羅の配置に従って、勝尾寺内の大日如来を囲む形で八天王を配置するとともに、八天王を納める石壇により寺領の境界を標示しました。これにより、勝尾寺山約200町歩は勝尾寺の寺領となりました（「森と人間の歴史－箕面山野の歴史」有岡利幸）。

（ロ）勝尾寺の山林経営

勝尾寺は、寺領山林である勝尾寺山について、寺以外の者の利用を一切認めず、山林内で用益をなす者は捕らえて成敗するという方針で山林経営を行ってきました。このため、薪材や柴草の採取について、近隣農民との間でしばしば紛争が発生しました。

江戸時代になると、貨幣経済の発展により、山林経営の主眼は、山を茂らせ、樹木・柴・下草などを売却して、収入を上げることになりました。このため、勝尾寺は、延宝3年（1675年）に、寺領山林を塔頭23ヶ寺に配分して、各塔頭が山林経営を行うこととしました。各塔頭において、どのような山林経営が行われていたかは不明ですが、一部では原野状態になるなど、相当強度の利用が行われていたものと見られています。

清水谷についても、塔頭への配分が行われ、元禄2年（1689年）の「勝尾寺絵図」には、清水谷周辺にはかなりの畠地が描かれていると言われています。畠の畔には茶の木が栽培されていたと考えられており、現在でも、清水谷では茶の木の自生を見るることができます（「森と人間の歴史－箕面山野の歴史」有岡利幸）。

（ハ）「社寺上知令」による国有林への編入

明治2年6月の「版籍奉還」によって、諸大名から天皇に領地（版図）と領民（戸籍）が返還されたことにより、旧幕藩領有の林野は明治政府が引き継ぐこと

となりました。明治4年1月には、「社寺上知令」により、幕政時代の社寺領は、現境内地を除いて、全て明治政府へ「上地」するよう命令が発出されました。勝尾寺の寺領山林についても、「社寺上知令」により、全域が明治政府に「上地」され、その後、「勝尾寺山国有林」と呼ばれることとなりました。

明治32年には、社寺に対して、社寺上地林の保管と林地の使用・主副産物の採取を認める「社寺保管林制度」が導入されました。この「社寺保管林制度」は、大正6年に、主産物の社寺側分収割合を3分の2とするなど、社寺側に有利になるように改正されました。このため、勝尾寺山国有林についても、大正7年に勝尾寺の「保管林」が設定されました。以後、勝尾寺山国有林からの収入については国有林側と勝尾寺との間で分収が行われたものと考えられます。(※社寺保管林制度は昭和22年に廃止。)

(二) 清水谷における施業

昭和10年以前の清水谷における施業は、資料が存在しないため不明ですが、昭和10年時点で、清水谷入口の右岸付近以外は全て針葉樹林となっていたこと、昭和23年時点で、IV～VI齢級程度の針葉樹林が多く存在していたことから、昭和初期までの間、既に相当規模の伐採が行われたものと考えられます。

清水谷西側の林道周辺については、昭和23年時点でI齢級となっていたことから、戦中又は戦後に緊急的に伐採が行われたものと考えられます。

昭和30年代後半には、清水谷東側の両岸(現在の268林班へ、ほ1及びほ3小班)で相当規模の伐採が行われ、針葉樹の植栽が行われました。

(ホ) 「箕面自然休養林」の指定

昭和42年に、全国的な自然保护運動の高まりを受けて、箕面国有林全域が「明治の森箕面国定公園」に指定されました。昭和46年には、マスコミによる自然保护キャンペーンにより、国定公園内の国有林における施業のあり方について、各界からの要請が寄せられることとなりました。

このため、同年に、景観保全とレクリエーション利用に配慮するよう、地域施業計画の変更が行われ、昭和52年には「箕面自然休養林」の指定が行われました。自然休養林の指定に当たって、清水谷周辺は、30%以下の択伐による「施業調整地区(択伐)」に指定されました(資料3参照)。

更に、平成元年に策定された「箕面国有林の取扱」では、箕面国有林を「風景ゾーン」「風致探勝ゾーン」「自然観察教育ゾーン」「園地」の4つに区分することが提案されました。清水谷周辺については、「自然観察教育ゾーン」に区分して、「清水谷林道沿いを林業紹介コースとし、林齡の異なった各種の森林施業を観察すると共に、それらの体験の場とする」ととされました(資料4参照)。

(3) 現在の取扱方針

国有林野事業では、平成10年の抜本的改革により、国有林を名実ともに「国民の森林」とすべく、森林整備の方針を木材生産重視から公益的機能重視に転換しました。あわせて、各国有林野を3機能5タイプに類型区分を行い、機能類型毎に定められた「管理経営の方針」に従って、管理経営を行うこととしました。

箕面国有林は、全域が「森林と人との共生林－森林空間利用タイプ」に区分されており、また、「明治の森箕面自然休養林」として「レクリエーションの森」にも指定されています。清水谷周辺は、「レクリエーションの森」のうち「自然観察教育ゾーン」に指定されており、以下のような取扱を行うこととしています(資料5参照)。

(「森林空間利用タイプ」での目標とする森林)

- ・林木が適度な間隔で配置され、かつ、多様な樹種からなる森林
- ・湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林
- ・多様な樹種、林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林
- ・町並み、史跡、名勝等と一帯となって潤いのある自然環境や歴史的風致を構成している森林
- ・郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林 等

(「森林空間利用タイプ」での施業方法)

- ・天然更新が可能なスギ・ヒノキ育成単層林については、択伐等により広葉樹の導入を図り、積極的に針広混交林への誘導に努める。
- ・人工林の美的景観を確保する必要のある林分、林業生産活動についてのモデルとする林分及び体験林業の場とする林分、人工造林によらなければ森林の維持・造成が期待できない林分では、人工造林による育成単層林施業及び育成複層林施業による。

(「自然観察教育林」での施業管理)

- ・野生動植物等の観察や自然探勝を目的とする場合には、必要に応じ、動植物の生息、生育環境の維持・造成を図ることを目的として、林床植物の生育に必要な照度確保のための除伐及び間伐・採餌木の植栽、利用の安全性の確保のための危険木の伐採を行う。
- ・主伐を行う場合、原則として、天然林では択伐、人工林においては複層伐。
- ・林業生産活動のモデルとする場合は、森林施業に対する理解を深められるような林分の配置とし、人工造林による育成単層林施業及び育成複層林施業に留意して、施業管理を行う。

2. 「清水谷ビジョン」の基本方針

箕面自然休養林部会では、上記のような清水谷の特徴・経緯・取扱を踏まえて、清水谷における森林の将来目標像を提示するとともに、将来目標像を実現するために必要となる活動項目を整理した「清水谷ビジョン」の策定に取り組むこととしました。

箕面自然休養林部会では、「清水谷ビジョン」の策定に当たり、以下の基本方針を設定しました。

- (1) 森林における生物多様性の保全を目的とすること
- (2) 箕面自然休養林部会の各構成団体がビジョンの実現に貢献すること
- (3) 箕面国有林全体の取扱方針策定に向けたモデル的取組とすること
- (4) 現行の国有林の管理経営方針に従った内容とすること
- (5) 文化的価値の発掘をも目指すものとすること

以下、簡単に説明を加えます。

(1) 森林における生物多様性の保全を目的とすること

清水谷では、昭和40年代頃までは木材生産を主とする森林の取扱が行われてきましたが、昭和50年代以降はレクリエーション活動を主とする取扱に変わりました。今後は、清水谷の特徴や経緯を踏まえて、必ずしも、木材生産やレクリエーション活動は排除しないものの、生物多様性の保全を目的とする森林の取扱を行うことが求められています。従って、「清水谷ビジョン」は、森林における生物多様性の保全を目的とすることが重要です。

(2) 箕面自然休養林部会の各構成団体がビジョンの実現に貢献すること

「清水谷ビジョン」の実現に向けては、行政側のみならず、ビジョンの策定に携わった全ての関係者が責任を持つべきです。従って、「清水谷ビジョン」は、自然休養林部会の全ての構成団体が、それぞれの長所を活かしつつ、ビジョンの実現に向けた活動を担うような内容とすることが必要です。

(3) 箕面国有林全体の取扱方針策定に向けたモデル的取組とすること

箕面国有林全体の取扱方針については、平成元年に「箕面国有林の取扱い」が策定されてから、特段の見直しは行われていません。従って、「清水谷ビジョン」の策定は、将来的に、箕面国有林全体を対象とする「ビジョン」を策定することを念頭に置きつつ、モデル的な取組として進めることが重要です。

(4) 現行の国有林の管理経営方針に従った内容とすること

現行の国有林の管理経営方針では、かなり幅のある森林の取扱が認められており、現時点では、管理経営方針自体の是非を議論する必要はないと考えます。従って、「清水谷ビジョン」は、国有林の管理経営方針を踏まえたものとすることが必要です。

(5) 文化的価値の発掘をも目指すものとすること

歴史的に見て、清水谷は勝尾寺との関係が非常に深く、江戸時代には、勝尾寺の塔頭により清水谷での山林経営が行われていたと言われています。また、清水谷では畠作や茶の栽培などが行われていたと言われています。従って、「清水谷ビジョン」には、生物学的な観点のみならず、歴史的・文化的な観点から清水谷の価値を再発見するような取組を含めることが重要です。

3. 清水谷ビジョン

箕面自然休養林部会では、上記の基本方針を踏まえて、以下の通り、清水谷における森林の将来目標像と将来目標像を実現するために必要となる活動を整理した「清水谷ビジョン」を以下の通り策定しました。今後、箕面自然休養林部会では、本ビジョンに基づいて、様々な取組を展開する方針です。

(1) 森林の将来目標像

清水谷は、北摂山系の中では珍しく、東西に谷が走っており、周辺地域とは気象環境が異なることから、多様かつ希少な植物が生育していると言われています。

清水谷を含む箕面国有林の東側一帯は、江戸時代までは、勝尾寺の寺領として山林経営が行われてきました。明治以降は、国有林に編入され、遅くとも昭和初期以降には、相当規模の伐採が行われ、針葉樹の植栽が行われてきました。

その後、全国的な自然保護運動の高まりを受けて、昭和42年には、箕面国有林全域が「明治の森箕面国定公園」に、昭和52年には、「箕面自然休養林」に指定されました。更に、平成元年に策定された「箕面国有林の取扱」では、清水谷周辺を「自然観察教育ゾーン」に区分して、「清水谷林道沿いを林業紹介コース」とし、林齢の異なった各種の森林施業を観察すると共に、それらの体験の場とする」とされました。

これまでの経緯をふまえて、「箕面自然休養林部会」では、今後、清水谷を以下のような森林に誘導することが望ましいと考えます。

(a) 豊かな生物相に恵まれた森林

国有林の管理経営方針では、「森林空間利用タイプ」の森林のうち、天然更新が可能なスギ・ヒノキ育成单層林については、択伐等により広葉樹の導入を図り、積極的に針広混交林への誘導に努めることとされています。従って、今後も、生物多様性の保全を念頭に、間伐等の繰り返しにより、一層の広葉樹の導入を図ることが必要と考えます。広葉樹の導入に当たっては、地域の潜在自然植生や歴史的な植生の変遷にも考慮しつつ、植栽樹種を決定することが重要と考えます。

(b) 森林に関する学習の場

これまで、清水谷は、林業紹介コースとして、林齢の異なる各種の森林施業を観察・体験できる場とすることとされてきましたが、清水谷における生物多様性を考えた場合、木材生産のみを念頭に置いた施業に関する学習の場とするよりも、更に広い観点から、森林の多面的機能あるいは森林と文化の関係に関する学習の場とすることが適当と考えます。特に、次代を担う子供達を対象とした、森林環境教育の場とすることが重要です。

また、森林に関する学習の場とするに当たっては、利用者が清水谷の豊かな生物多様性を理解できるよう、ガイドによる案内などソフト面での取組を充実させることが重要であると考えます。

(2) 将来目標像を実現するために必要となる活動

上記の将来目標像の達成に向けて、「箕面自然休養林部会」の各構成員は、相互に連携しつつ、以下のような活動に取り組みます。

- ・清水谷における生態系の調査
- ・広葉樹の植栽に向けた幼木や埋蔵種子などの確保
- ・シカ食害対策の実施（例：区域外周へのネット設置）
- ・清水谷における森林環境教育の実施（特に子供向け）
- ・文化的価値の掘り起こし
- ・協働活動の担い手の確保（例：既存組織への呼びかけ、協賛企業への働きかけ）
- ・具体的な活動内容に関する「アクションプログラム」の策定

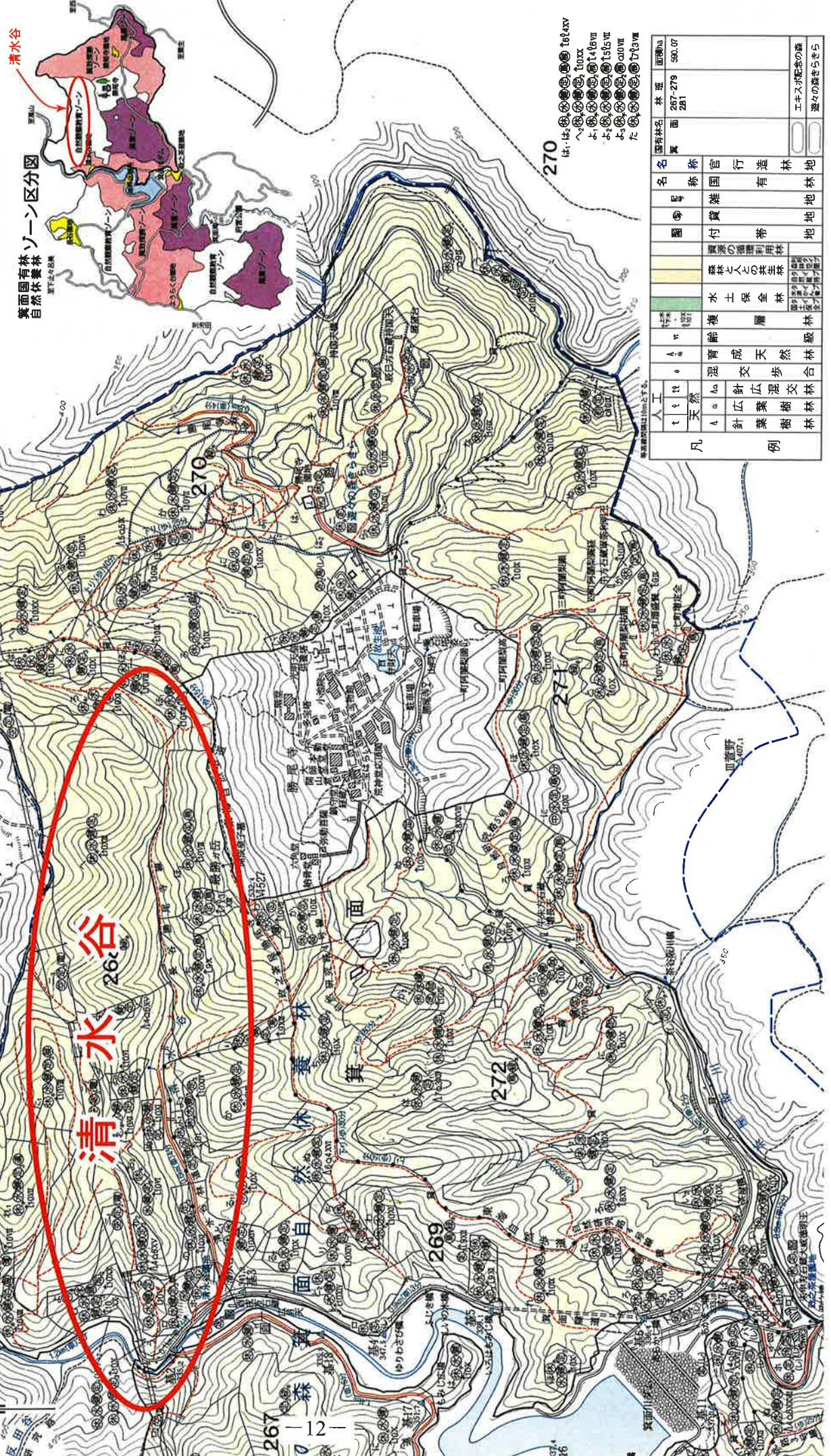
（以上）

參 考 資 料

清水谷周辺図面

**大阪森林計画区
国有林野施業実施計画図**

平成16年度策定
全2片 内2片
京都大阪森林管理事務所



箕面国有林の沿革

箕面国有林の沿革

年代	内容
明治以前	旧勝尾寺山国有林は、勝尾寺領に属す。寺院に接する約20町歩の山林は風致維持のため禁伐、その他は塔頭に配分したが、大径木の伐採は規制。旧箕面山国有林は、瀧安寺領に属す。
明治4年	「社寺上知令」により、旧勝尾寺領と旧瀧安寺領を官有林に編入。
明治19年	国有林において人工造林開始。
明治31年	箕面の滝から下流85haを大阪府へ公園用地として無償譲与。
大正7年	社寺保管林制度に基づき、勝尾寺山国有林に勝尾寺の保管林を設定。
昭和22年	社寺保管林制度の廃止により、勝尾寺の保管林を解除。
昭和28年	勝尾寺に14haを無償譲与、林野整備により35haを交換。林野整備により、旧勝尾寺山国有林の一部と交換に、旧長谷国有林を取得。 箕面製品事業所を設置。
昭和33年	箕面市に63haを売り払う。
昭和42年	自然公園法に基づき、国有林を「明治の森箕面国定公園」に指定。
昭和43年	経営計画の変更により、「明治の森箕面自然休養林」を設定。
昭和45年	国有林野経営規程の改正により、兵庫地域施業計画区の第一次計画を樹立、国定公園特別区域内の森林施業について大阪府知事の同意を得る。
昭和48年	箕面山、勝尾寺山、長谷の3国有林を合併して、箕面国有林となる。
昭和50年	箕面川治水ダム用地として、大阪府に13haを売り払う。
昭和51年	箕面川治水ダム用地として、大阪府に5haを売り払う。
昭和52年	「レクリエーションの森」制度に基づき、箕面国有林全域を「明治の森箕面自然休養林」に指定。
昭和54年	箕面製品事業所を廃止。
平成元年	西宮担当区を廃止して、神戸担当区、箕面担当区に統合。北中山国有林が箕面担当区の管轄となる。
平成4年	担当区事務所を「森林事務所」に改称。
平成12年	清水谷の40haに「ふれあいの森」を設定。
平成13年	「清水谷をまもる会」が、近畿中国森林管理局長に、清水谷周辺の環境保全に関する要望書を提出。
平成15年	「清水谷に関する意見交換会」を開催。 エキスポの森と勝尾寺園地内29haに「遊々の森・きらきら」を設定。
平成16年	流域整序により、大阪流域全域が京都大阪森林管理事務所箕面森林事務所の管轄となる。北中山国有林は、兵庫署の管轄となる。
平成18年	明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会の下に、「箕面自然休養林部会」を設置。
平成21年	箕面自然休養林部会が「清水谷ビジョン」を策定。

「国有林保健休養機能調査書」（抄）

第3次 兵庫地域施業計画区

国有林野保健休養機能調査書

昭和53年3月

大阪営林局

III. 保健林養成のための施策の方針

1. 地区別の需要の動向と国有林野の望ましい利用の形態

第7表のとおりである。

第7表

事業区	地区	需 要 の 動 向	国 有 林 林 班
神 戸 神 戸	○ この地区における自然公園は、南部地域の六甲、摩耶山及び明石海峡等が瀬戸内海国立公園に指定されており（関係国有林、摩耶山、剣谷）さらに大阪近郊における箕面には、明治の森箕面国定公園が指定されている（関係国有林、箕面）。	甲 山 60, 61 北 山	甲 山 60, 61 北 山

望 ま し い 利 用 の 形 態	備 考
当該国有林の周辺には、ヒュニッシュセンター、教育キャンプ場、森林公園、公園基地、野水池、神呪寺等のレクリエーション資源があり、さらに市街地に近接しているため古くから西宮市民憩の場として利用されている。現在甲山国有林内には、運動広場、オリエンテーリングコース等の施設も整備されおり、今後も登山、ハイキング、オリエンテリング等行動的な野外活動の場としての利用形態を維持することを望ましい。また北山国有林は、眺望がすばらしく、巨岩、奇岩の露出個所が多く比較的資源に望まれているが土砂流出防備保安林に指定されており林地保全に十分配慮した野外教育等の場として、周辺施設及び甲山国有林と一緒にとした從来の利用形態を維持することを望ましい。	既設、野外スポーツ林観察教育林（甲山）自然（北山）

望 ま し い 利 用 の 形 態	備 考
当該国有林は、神戸市市街地に直接面し、山頂には神社（高取山）がある。参詣、ハイキング等林内の歩道を利用した入込みが多い。林況はアカマツを主体とした林齡12～99年生の比較的疎開された天然林である。今後も入込者の増加が予測されるが、当該国有林は、土砂流出防備保安林、保健保安林、風致地区等に指定されており、林地保全に十分配慮することが必要である。	既設、自然休養林
現在は園芸保護林に指定されて林地保全、園芸景観保護を重点にして管理されており、今後も林内の歩道を利用したハイキング、参詣、散策にとどめ、従来どおり管理することが望ましい。	アカマツを主体とし、カシ、シイ、ツバキ等の常緑広葉樹及びカエデ、クリ、コナラ、サクラ等の落葉広葉樹を混生する天然林と、幼社齡のスキ、ヒノキ人工林が見事なコントラストを呈し、紅葉季は箕面川、勝尾寺川の渓流とよく調和し、豊かな森林景観を保っている。これらの森林に囲まれて名刹勝尾寺があり、東海自然歩道の基点となつていて、さらに当該国有林の下流には、二ホンザルの群生（天然記念物）、箕面の滝、滝安寺等著名な觀光資源がある。また当該国有林は箕面市等の水源地帯ともなつており、水源から養保安林に指定されている。
当該国有林は、明治の森箕面国定公園の大半を占めており、アカマツを主体とし、カシ、シイ、ツバキ等の常緑広葉樹及びカエデ、クリ、コナラ、サクラ等の落葉広葉樹を混生する天然林と、幼社齡のスキ、ヒノキ人工林が見事なコントラストを呈し、紅葉季は箕面川、勝尾寺川の渓流とよく調和し、豊かな森林景観を保っている。これらの森林に囲まれて名刹勝尾寺があり、東海自然歩道の基点となつていて、さらに当該国有林の下流には、二ホンザルの群生（天然記念物）、箕面の滝、滝安寺等著名な觀光資源がある。また当該国有林は箕面市等の水源地帯ともなつており、水源から養保安林に指定されている。	現庄利用のための施設として、車道、東海自然歩道、自然研究路、遊歩道、園地、郷土の森等が整備され、ハイキング、自

事業区	地区	需 要 の 動 向	国有林	林 班
神 戸 神 戸			箕面 67~79. 81.	
性海寺山			45~48	
谷 川 山 表 山			49、50	
大 新 山			39~44	
正法寺山			31	

望ましい利 用 の 形 態	備 考
然観察、散策、史跡探訪等に利用されいろ。 当該国有林の今後の利用においては、積極的な開発整備を さけ、静かな森林環境の造成に努め、自然環境の保全及び林地 の保全に十分配慮し、従来の利用形態を維持、促進することを望 ましい。	
当該国有林及び周辺には、特筆する保健休養資源がなく、ま た市街地等からも離れており、保健休養的利用には適さない。 また、砂防指定地等もあり、林地保全及び自然環境の保全、形 成を考慮して森林施設を行なうことが望ましい。	
当該国有林内及び周辺には、特筆する保健休養資源がなく、 また市街地等からも離れており、保健休養的利用には適さない。 当該国有林は、林地保全及び自然環境の保全、形成を考慮し て森林施設を行なうことが望ましい。	
当該国有林内及び周辺には、特筆する保健休養資源がなく、 また市街地等からも離れており、保健休養的利用には適さない。 当該国有林は、林地保全及び自然環境の保全、形成を考慮し て森林施設を行なうことが望ましい。	

第 8 表 レクリエーションの森の設定基準

レクリエーションの 森 の 区 分	資 源 の 内 容	設 準	定	備 考
風致保護地 自然休養林	自然景観、自然現象、 人文景観等がすぐれ 中核的景観として保 護を必要とする地区	森林を主体とした景観がすぐれ レクリエーション的利用が可能な 地域であつて、国土保全等公益的 機能と林業経営との調整が図りう るものであつて、面積がまちね 5ha 以上の規模を有する地域	到達条件	現にレクリエーション的に供している か、又はその道地でかつて交通機関、道路、 レクリエーション施設等の設置が確定に予 想されること。 （昭和 43 年 4 月 1 日付け、ふる林野管第 154 号）等、等々参照。
風致整備地 施業調整地 施設地区	風致の整備を積極的 に行なう地区	木材生産も併行して 行い健全な森林を造 成する地区	自然の整備を達成する ための用地として必要 な地区	
動植物の生態等森林 自然観察教育林	動植物の生態等森林 自然の観察、鑑賞を通 じて、人々の情緒や 自然愛護の精神を育 み自然科教育に資 することができる森 林	(1) 当該地方の自然を特色づけ、 かつ変化に富み、地元あるいは 近隣市町村の小中学生等の自然 科教育に適した地域 (2) 当該地方の特異な自然景観で あって、自然探勝等国民の自然 科学的興味を奨励させるに適し た地域 (3) また、森林施設について 国民の認識を高めるに適 した地域	基 準	一般大衆が比較的容易に到達できること。

望ましい利 用 の 形 態	備 考
当該国有林及び周辺には、特筆する保健休養資源がなく、 また市街地等からも離れており、保健休養的利用には適さない。 当該国有林は、林地保全及び自然環境の保全、形成を考慮し て森林施設を行なうことが望ましい。	詳細については 「自然休養林の取扱いにつ いて」（昭和 43 年 4 月 1 日付け、ふる林野管第 154 号）等、等々参照。

レクリエーションの森の区分	資源の内容		設置条件	定 基 準		備 考
	到達条件	到達条件		新規件	既存件	
野外スポーツ林	野営場、スキー場 アーチェリリー、オリエンテーリング等の施設を設け、健全な体位の向上に資する森林。	地形、気象等の条件が野外スポーツの場に適しており、景観、安全性等が良好で、国土保全上支障のない地域。	諸施設の設置等が容易であつて、既存施設との関連も良好で、一般大眾が比較的容易に到達できること。			
風景林	すぐれた自然景観の場を提供し風景賞賞、自然深勝等の利用に資すること出来る森林。	(1) 名所、旧跡、社寺等の背景にあり、これらの名所等と一緒にすぐれた景観をつくり出している地域。 (2) 登山、ハイキング等のコース、主な休息地、登山小屋、道路等の周辺の森林でレクリエーション利用上の近景林として風致の維持を図る必要なある地域 (3) 主要な展望地点等から望見される森林で風致の維持を考慮する必要のある地域。	既往の交通機関等で一般大眾が容易に到達できること。			
その他		以上のいすゞにも該当しない単独の施設等に供する箇所 (梗概、駐車場、登山小屋等)	利用の目的がレクリエーションの利用に連した施設。			

1. レクリエーションの森の施業方針の基準
原則として第9表の基準により施業を行うものとする。

第9表 レクリエーションの森の施業方針の基準

レクリエーションの森の区分	理想とする林型	施業	方 法 の 基 準	備 考
更 新	保育、その他	施設のタイプ		
風致保護地区	現況の維持保存に努める。	○原則として伐代 (倒木、枯損木等)及び人工林で保育上の間伐を必要とする場合は伐採することができる。(現在材積の20%以内)	○林分が森林修景の必要がある場合は周辺林分と調和する樹種を植栽する。	自然林の詳細について は「自然林整備 林の取扱について (昭和43年4月1日付け 林野管第57号)の第4-1-1 (2) 参照 法令等により 定められた指 定施業要件事 がある場合は それに基づい て行う。 以下同じ。
自然休養林	森林を風致的に整備した森林	○原則として伐代(現在材積の10%以内) ただし風致整備上樹種更 改及び通景伐採の必要がある場合は周辺林分と調和する樹種を植 栽する。)(伐区の面積は 1ha以下とし、伐区は努力 で分散させる。)	① 伐代跡地は、天然下種 更新による。 (林分が幹梢し、修景する必要がある場合は周辺林分と調和する樹種を植 栽する。) ② 皆伐跡地は、周辺林分 と調和する樹種を1年以 内に植栽する。	

レクリエーションの森 の区 分	理想とする林型 (林種、林相、樹種)	方 法 の 基 準	施業採伐
施業調整地区	わおむね法正断級配 量に説明した森林 の範囲内とし、ノ伐区の面 積は5ha以下とする。 ② 伐区の形状は地形に適合 させ、努めて分散させる。 ③ 伐区を行なう場合は現在材 積の30%以内とする。	○原則として皆伐 ① 年度ごとの皆伐面積は 総皆伐対象面積 平均伐断級配	更 新 保育、その他 施設のタイプ。
自然休養林	施設の保全、風致を 考慮した森林	○施設の設置及び保全上必要 な最少限度の伐採	方 法 の 基 準

レクリエーションの森 の区 分	理想とする林型 (林種、林相、樹種)	方 法 の 基 準	施業採伐
施業調整地区	わおむね法正断級配 量に説明した森林 の範囲内とし、ノ伐区の面 積は5ha以下とする。 ② 伐区の形状は地形に適合 させ、努めて分散させる。 ③ 伐区を行なう場合は現在材 積の30%以内とする。	○原則として皆伐 ① 年度ごとの皆伐面積は 総皆伐対象面積 平均伐断級配	更 新 保育、その他 施設のタイプ。
自然休養林	施設の保全、風致を 考慮した森林	○施設の設置及び保全上必要 な最少限度の伐採	方 法 の 基 準

レクリエーションの森 の区 分	理想林型 (林種、林相、樹種)	方 法 の 基 準	施業採伐
	種更迭の必要がある場合は 皆伐によることができる。 (ノ伐区の面積は5ha以下 とし、伐区は努めて分散さ せる) ② 人工林の間伐(現在材積 の20%以内)	○施設等の近景林は原則と して皆伐(現在材積の30% 以内) ただし、樹種更迭の必要 がある場合は皆伐によろこ とができる。 (ノ伐区の面積は5ha以下 とし、伐区は努めて分散さ せる)	方 法 の 基 準
野外スポーツ材	野外スポーツ施設と 調和した明るいイメージの森林	○施設等の近景林は原則と して皆伐(現在材積の30% 以内) ただし、樹種更迭の必要 がある場合は皆伐によろこ とができる。 (ノ伐区の面積は5ha以下 とし、伐区は努めて分散さ せる)	方 法 の 基 準

レクリエーションの森 の区 分	理想林型 (林種、林相、樹種)	方 法 の 基 準	施業採伐
	種更迭の必要がある場合は 皆伐によることができる。 (ノ伐区の面積は5ha以下 とし、伐区は努めて分散さ せる) ② 人工林の間伐(現在材積 の20%以内)	○施設等の近景林は原則と して皆伐(現在材積の30% 以内) ただし、樹種更迭の必要 がある場合は皆伐によろこ とができる。 (ノ伐区の面積は5ha以下 とし、伐区は努めて分散さ せる)	方 法 の 基 準
	野外スポーツ材	○施設等の近景林は原則と して皆伐(現在材積の30% 以内) ただし、樹種更迭の必要 がある場合は皆伐によろこ とができる。 (ノ伐区の面積は5ha以下 とし、伐区は努めて分散さ せる)	方 法 の 基 準

レクリエーションの森 の区分	理 想 林 型 (林種、林相、林種)	施 素 式	方 法 の 基 準	備 考
		更 新	保 育 その他の施設のタイプ。	
風 景 林	自然景観に見合う森林	<p>① 原則として伐採（現在樹種の20%以内） (一般的には現状維持とするが近景林は多層の針、広葉交林)</p> <p>② 人工林の削伐（現在材積の20%以内）</p>	<p>考慮の上、努めて分散させる。 ③ 人工林の削伐（現在材積の20%以内）</p> <p>① 伐代跡地は天然下種更新による。（林分が疎開し修景する必要がある場合は周辺林分と調和する樹種を植栽する。） ② 皆伐跡地は周辺林分と調和する樹種を原則として1年以内に植栽する。 ③ 車道は施設廻所までとする。</p>	<p>管理經營上必要な保育、保護等を行ふ。 ① 施設のタイプは資源依存型とする。 ② 施設は自然景観との調和に配慮し、集中化、大規模化をさける。 ③ 車道は施設廻所までとする。</p>

レクリエーションの森 の区分	理 想 林 型 (林種、林相、林種)	施 素 式	方 法 の 基 準	備 考
		更 新	保 育 その他の施設のタイプ。	
風 景 林	自然景観に見合う森林	<p>① 原則として伐採（現在樹種の20%以内） (一般的には現状維持とするが近景林は多層の針、広葉交林)</p> <p>② 人工林の削伐（現在材積の20%以内）</p>	<p>考慮の上、努めて分散させる。 ③ 人工林の削伐（現在材積の20%以内）</p> <p>① 伐代跡地は天然下種更新による。（林分が疎開し修景する必要がある場合は周辺林分と調和する樹種を植栽する。） ② 皆伐跡地は周辺林分と調和する樹種を原則として1年以内に植栽する。 ③ 車道は施設廻所までとする。</p>	<p>管理經營上必要な保育、保護等を行ふ。 ① 施設のタイプは資源依存型とする。 ② 施設は自然景観との調和に配慮し、集中化、大規模化をさける。 ③ 車道は施設廻所までとする。</p>

IV. レクリエーションの森として整備すべき森林の区画

1. 既設のレクリエーションの森

第10表のとおりである。

第10表

事業区	地 区	名 称 (地種区分)	国有林、林小班	地帶区分面積 面積地区	施設地区	備 考
神 戸	宝塚自然休養林 (レクリエーションの森自然休養林)	北中山国有林 ぬいいろぬぐ金 ぬいへにイ	2.5 / /	4路線 10.28km	除地面積を含む 昭和50年3月3日管理終 管方針書作成	

計	名 称	数 量	備 考
2.52	遊歩道	2個所	
	園 地	休憩舎 2棟	地帶区分別面積
	散策路	1棟	風致整備地区
	便 術	1棟	施設地区
	ベンチ	16脚	2.52
	テープル	8卓	
	展望所	3個所	
	休憩舎	2棟	自然公園外
	ベンチ	14脚	
	テーブル	7卓	
	便 所	1個所	
	小鳩の森	1個所	
	ハドバス	5個	
	給餌台	1個所	
	糞 箱	10個	
	二 み 焚 却 炉	3基	
	暖 いが ら 入 札	50個	

事業区分	地区	名稱 (地種区分)	国有林、林小班	地帶区分面積 風致地区、施設地区
神戸	神戸	明治の森・箕面 (レクリエーション) 森自然休養林	箕面山園有林 67m~ほ、68m~の木 69m~上 70金、 71m~は、ほ~る、1. 72m~す、73m~と、1. 74m~そ、1. 75~79金 81m~上、1.	561 10

自然公園の利用計画表付表 1.

自然公園名	事業区	樹種	施設の種類	現行施業計画
清水東系湖県立自然公園(予定地)	姫路 朝光山	国有林 3.4 10/10	歩道	風致保護林 ······ / 10 II-2 皆用 ······ 3.4
多紀連山県立自然公園	神戸	高 2.3	車道 歩道	I 皆用
播磨中部丘陵県立自然公園	姫路	南谷 草	歩道	I 皆用 風致保護林
西播丘陵県立自然公園	姫路	增位山 曹雪山 鷺鷺山 大成山 広峰山	歩道	レフ森風景林 風致保護林 ヒク森自然觀察教育林 レフ森風景林及び外双木林 レフ森風景林
兵山後山那岐山国定公園	姫路	奥山	車道(大幹線林道) 避難小屋	風致保護林

金華縣志

① 本道面の準備等について(第7回)の範囲内にて一括りに記す。

② 難読歩道と重複する個所については、現状のまま利用すること。

日本語の書籍とその歴史

先設剤高休道を利用するという

S. 47.3.3 告示 290 号 定

卷之三

つづきの事項を条件に S. 46. 3. 23 同意 S. 46. 6. 1 頃

① 未道賈の對象者に付ける保証計画(舞2-3)の範圍内

卷之三

②既設歩道と重複する個所については、現状のまま利用する。

卷之三

周邊二利用計畫（E）

避難小屋については、当該国定公園の見直しの際、公園計画から除外する二ヶ所が望ましい。

今後の取扱い等				
自然公園名	事業区	国有林	林小班	施設の種類
氷ノ山後山那岐山園定公園	姫路	真山	147/150	スキ一場
	田ヶ仙	避難小屋(園地を含む)	"	風致保護林
	奥山	151	歩道	"
		149	"	"
山崎	坂谷	96/97/98/99/91/89	車道(段設, 大幹線)長道	風致保護林, 保育, I皆用
	赤西, 音水	119/123	歩道	" (" 国道27号線)
	天兒原	6	車道(新設)	I皆用
	天門家, 三室	6~15	歩道	"
	赤西	133	園地	風景林
明治の森箕面国定公園	神戸箕面	10~72	車道(林の旅館~隣接林)	自然休養林
		67-69, 81	" (妙見~箕面線)	"
		81	" (オケ原線)	"
		73~75	" (箕面~五月山線)	"
		81	歩道(箕面山線)	"
		"	" (駒の木庭園隣接)	"
		7	" (駒庭寺~一間線)	"

今後の取扱い等				
自然公園名	事業区	国有林	林小班	現行施業計画
明治の森箕面国定公園	神戸箕面	81/72	歩道(牧の原, 隣接)	I皆用
		28/79, 81	" (落合線)	自然休養林
		75~76	" (祇園谷線)	"
		73	" (鍾乳洞線)	"
		76~78	" (ようらく台線)	"
		74, 75	" (堂豆敷線)	"
		69, 72	園地, 駐車場(駒の木庭)	"
		74, 81	" (勝尾寺)	"
		75, 76	" (天王ヶ谷)	"
		71	" (旧参道)	"
		77	" (勝ヶ丘)	"
		73	駐車場(長谷)	"
		77	" 園地(ひづる谷)	"
		74	園地(堂屋敷)	"
		70	" (勝尾寺)	"

自然公園名	事業区	国有林	林小班	施設の種類	現行施業計画
氷ノ山後山那岐山園定公園	姫路	真山	147/150	スキ一場	風致保護林
	田ヶ仙	避難小屋(園地を含む)	"	"	"
	奥山	151	歩道	"	"
		149	"	"	"
山崎	坂谷	96/97/98/99/91/89	車道(段設, 大幹線)長道	風致保護林, 保育, I皆用	"
	赤西, 音水	119/123	歩道	" (" 国道27号線)	"
	天兒原	6	車道(新設)	I皆用	"
	天門家, 三室	6~15	歩道	"	"
	赤西	133	園地	風景林	"
明治の森箕面国定公園	神戸箕面	10~72	車道(林の旅館~隣接林)	自然休養林	"
		67-69, 81	" (妙見~箕面線)	"	"
		81	" (オケ原線)	"	"
		73~75	" (箕面~五月山線)	"	"
		81	歩道(箕面山線)	"	"
		"	" (駒の木庭園隣接)	"	"
		7	" (駒庭寺~一間線)	"	"

自然公園名	事業区	国有林	林小班	施設の種類	現行施業計画
明治の森箕面国定公園	神戸箕面	81/72	歩道(牧の原, 隣接)	I皆用	"
		28/79, 81	" (落合線)	自然休養林	"
		75~76	" (祇園谷線)	"	"
		73	" (鍾乳洞線)	"	"
		76~78	" (ようらく台線)	"	"
		74, 75	" (堂豆敷線)	"	"
		69, 72	園地, 駐車場(駒の木庭)	"	"
		74, 81	" (勝尾寺)	"	"
		75, 76	" (天王ヶ谷)	"	"
		71	" (旧参道)	"	"
		77	" (勝ヶ丘)	"	"
		73	駐車場(長谷)	"	"
		77	" 園地(ひづる谷)	"	"
		74	園地(堂屋敷)	"	"
		70	" (勝尾寺)	"	"

「箕面国有林の取扱い」（抄）

Ⅱ 林況

当国有林の森林帯は暖温帯に属している。特徴樹種はシイ・カシ類等の照葉樹、スギ・ヒノキ・アカマツ・モミ・ツガ等の針葉樹であり、これらをもって構成する林分が極盛相となるのであるが、古来より人文の開化により伐採、造林が盛んに行われ、現在の人工造林地の割合は林地面積の77%にのぼっている。

従って、極盛相を示す代表的林分は学術参考保護林及び、勝尾寺の境内等にわずかに残っているのみである。

人工林の樹種別割合はスギ44%、ヒノキ51%でその生育は良好である。

天然林は林地面積の23%で林齢100年前後のものもあり、アカマツを主体としモミ、カヤ、アラカシ、クヌギ、アベマキ、コナラ、リョウブ、ソヨゴ、サクラ、イロハモミジ、クリ、ツバキ、サカキ等が混交した多段林型をなし良好な生育をしている。

Ⅲ 森林整備の方針

1 森林整備の基本的な考え方

森林の整備にあたっては、利用の多様化に対応させることを基本に、特に以下の事項に配慮した森林の整備を図る。

(1) 自然性を高める

大都市周辺は開発の進展から身近に緑に触れることが少なくなった。そうした中で、都会の人々はより豊かな自然を求めていることから、より自然性の高い森林を造成する。

(2) 風致的価値を高める

森林の現状は大部分が比較的若い人工林によって占められており、この

単純な林相を変化のある大径木が林立する林分や複層林あるいは針広混交林へ誘導するなど風致的価値の向上を図る。

(3) 快適な利用を図る

快適な利用ができるよう遊歩道、園地等の施設の充実整備を図る。

(4) 森林施業のPRと体験に資する

多くの人々に森林、林業に対する理解を深めて頂くため、各種の森林施業を公開するとともに、森林づくりに直接市民が参加できる場を整備提供する。

2. ゾーン区分と目的

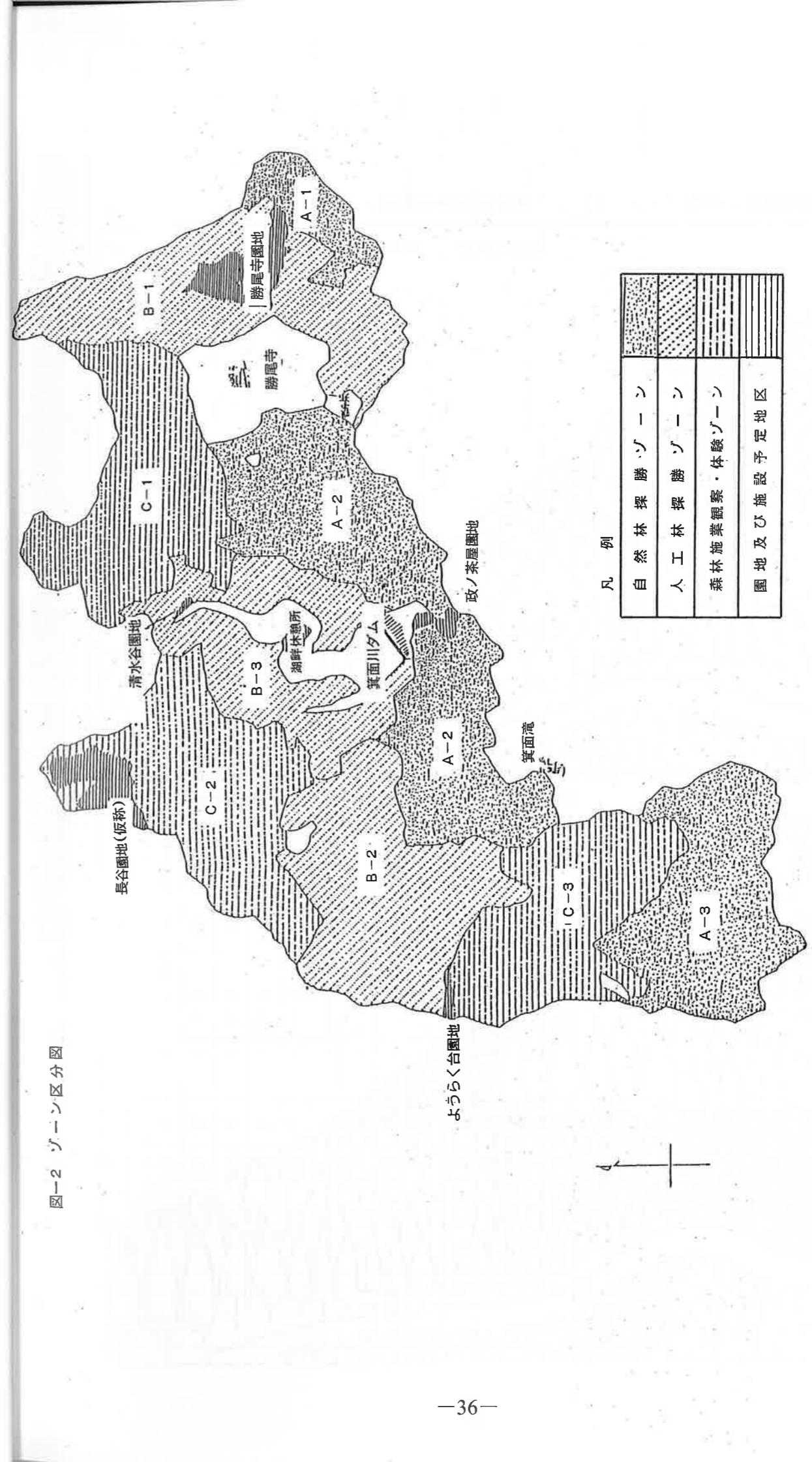
基本的考え方を踏まえ、かつ、森林の現況を十分勘案しながら、個々の林分の整備方向を明らかにする。このため、森林を表1及び図-2の3つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンの目的に示された森林として整備する。

表1. ゾーン区分と目的

区分	目的	核となる地域と利用の形
自然林探勝ゾーン	四季折々の広葉樹の変化の美しさ等豊かな自然環境をもった自然林の散策探勝、森林浴を目的とする。	<p>1. 府道、勝尾寺園地からの遠、中景としての眺望 〔ゾーン区分図A-1〕</p> <p>2. 大日駐車場～政ノ茶屋園地～勝尾寺にかけての府道からの中、近景としての眺望や、林内探勝、林道才が原線からの中景としての眺望 〔ゾーン区分図A-2〕</p>

区分	目的	核となる地域と利用の形
		<p>3. 落合橋～藤ヶ丘にかけての林内散策・探勝 〔ゾーン区分図A-3〕</p>
人工林探勝ゾーン	スギ、ヒノキを中心とした壮高齢の大木で構成される人工林の探勝、森林浴のための散策を目的とする。	<p>1. 府道、勝尾寺園地からの中、近景としての眺望 〔ゾーン区分図B-1〕</p> <p>2. 市道、天上ヶ谷林道からの近景や林内散策及び林道才が原線からの遠景としての眺望 〔ゾーン区分図B-2〕</p> <p>3. 府道、箕面ダムサイト林道才が原線からの遠、中景としての眺望 〔ゾーン区分図B-3〕</p>
森林施業観察・体験ゾーン	林型や林齢が異なった各種の森林を配置し、それらの観察や植え付け、保育から伐採まで的人工林施業を積極的に公開し、森林づくりの理解に役立てるとともに、一部は市民と共に森林を育てることを目的とする。	<p>1. 清水谷林道沿いを林業紹介コースとし、林齢の異なった各種の森林施業を観察すると共に、それらの体験の場とする。 〔ゾーン区分図C-1〕</p> <p>2. 市道、長谷園地（仮称）の中、遠景としての眺望や林内散策 〔ゾーン区分図C-2〕</p>

区分	目的	核となる地域と利用の形
		3. 林道77林班線（仮称）からの中、遠景としての眺望や遊歩道からの林内散策、探勝 〔ゾーン区分図C-3〕



(5) 森林施業観察・体験ゾーン(I)

清水谷体験林業地

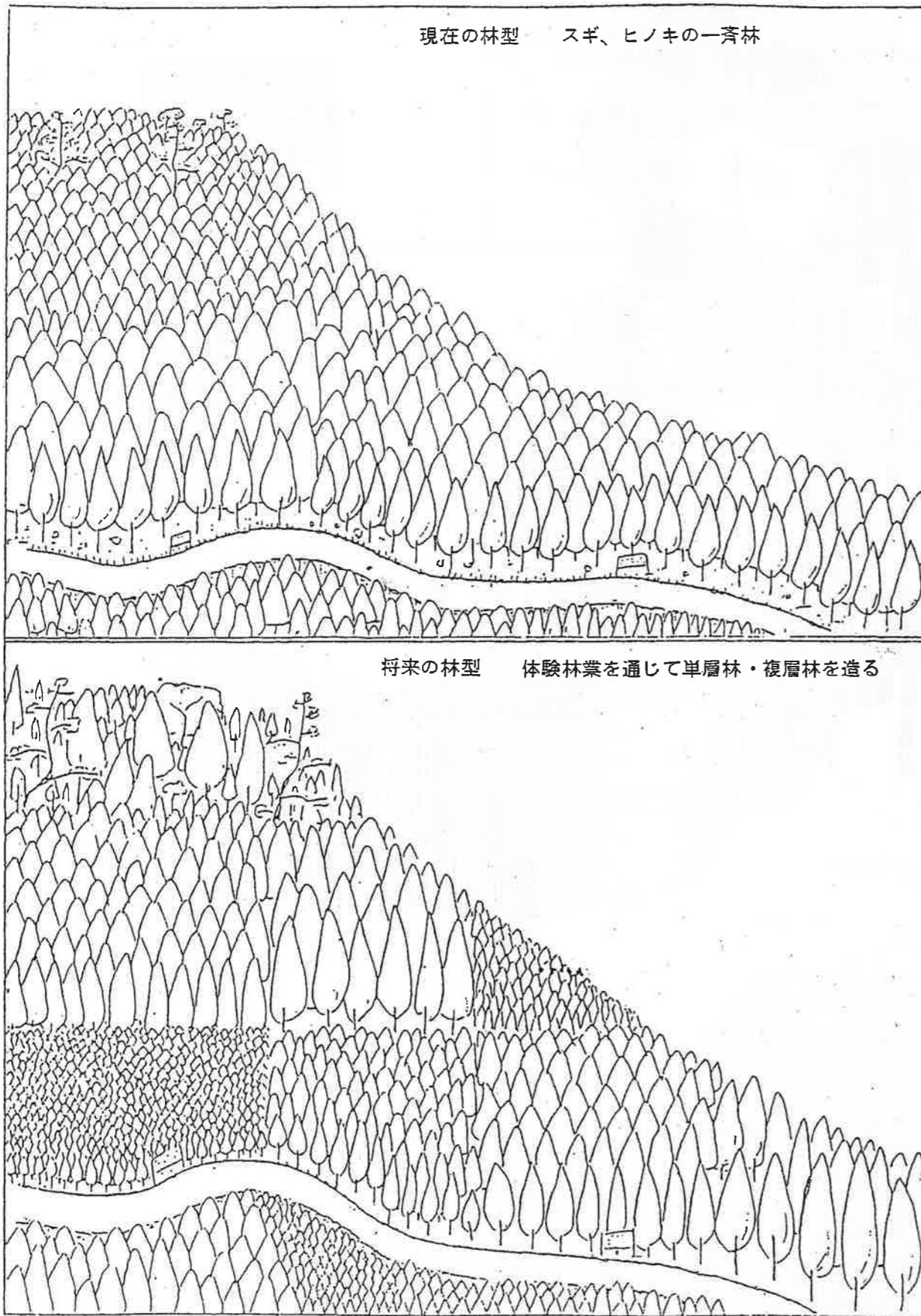


表2

体験林業地(清水谷林道沿い)の伐採計画表(試案)

対象小班	小班面積ha	対象面積ha	現伐採区画数	伐採年数	伐採林輪	伐採計画					
						10	20	30	40	60	70
69よ	1.11	1.11	52	6	1~10年目	53~62年生					
68り	0.70	0.60	50	3	4~12"	54~62"					
と	0.58	0.58	49	3	5~11"	54~60"					
ろ	2.34	2.00	37	6	18~33"	55~70"					
ぬ	5.09	4.00	37	10	13~30"	50~66"					
ち	1.34	1.34	35	4	53~84"	88~119"					
る	4.15	4.00	34	10	21~44"	55~78"					
に	0.53	0.40	32	1	100"	132"					
へ	11.14	9.00	25	25	37~70"	62~95"					
は	0.46	0.40	23	1	93"	116"					
ほ	1.90	1.60	23	4	91~99"	114~122"					
ほ	7.45	7.20	23	19	52~88"	75~111"					
か	3.59	3.20	19	7	77~96"	96~115"					
ね	0.38	0.38	12	1	94"	106"					
計	40.76	35.81		100							

「管理経営の指針」(抄)

第2 森林と人との共生林

1 自然維持タイプ

(1) 目標とする森林

目標とする森林は、良好な自然環境を保持する森林、貴重な動植物の生育に適している森林等とする。

なお、自然維持タイプのうち、特に自然環境の維持、動植物の保護等を図ることが重要な地域は保護林とする。

(2) 施業方法

施業方法は、天然生林施業によることを基本とする。

なお、自然維持タイプに含めている育成单層林については、周囲の天然林に類似した林分へ誘導していくこととし、そのために必要な施業を行う。

(3) 施業管理

種々の保護価値を有することから、それぞれの設定目的に応じた望ましい森林の現状の維持及びこのような森林への誘導を目的とした施業管理（人為を排除した取扱いを含む）を行う。

ア 伐採等の制限

伐採等の行為は、次の場合を除き行わない。

(ア) 保護を図るべき動植物の生態的特性に応じた生息又は生育環境を造成するために行う伐採

(イ) 遷移の途中相にある林分の現状維持のために行う伐採

(ウ) 学術研究を目的として行う伐採

(エ) 歩道等の軽微な施設又は「保護林の再編・拡充について」（平成元年4月11日付元林野経第25号林野庁長官通達）の別紙1の第3の5の（3）の規定による施設の予定地上又は当該施設の利用に支障のある木竹の伐採

(オ) 人工林の間伐

(カ) その他被害木の伐採など機能維持を図るため必要な伐採

なお、伐採・搬出を行う場合は、当該林分における保護対象を損なうことのないよう十分配慮する。

イ 保護林ごとの施業管理

伐採、更新及び保育については、保護林の種類等別に次によることを基本とする。

(ア) 森林生態系保護地域

それぞれの「森林生態系保護地域計画書」による。

(イ) 森林生物遺伝資源保存林

それぞれの「森林生物遺伝資源保存計画書」による。

(ウ) 林木遺伝資源保存林

- a. 原則として伐採は行わないが、保存対象樹種の安定的かつ恒久的な存続を図るために必要な場合は、対象樹種の特性及び更新の状況を勘案して、枯損木及び被害木の除去を中心とした弱度の択伐を行う。
- b. 更新は、原則として天然更新とし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要に応じて更新補助作業を行う。

まき付け又は植込みを行う場合は、当該保存林内の対象樹種から採種・採穂したもの又はこれを養成した苗木を用いる。

- c. 更新補助作業を行った林分について下刈等の必要な保育を行うほか、保存対象樹種の生育に必要な場合は、つる切、除伐を行う。

(エ) 植物群落保護林

- a. 遷移の途中相にある植物群落を対象とする場合は、必要に応じ、その現状の維持を目的とした伐採を行うことができる。
- b. 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要かつ効果的であると認められるときは、まき付け、植込み、刈出し、除伐等を行う。

(オ) 特定動物生息地保護林

必要に応じ、保護の対象とする動物の繁殖又は生息に適した環境を維持・造成することを目的とした施業を行う。

(カ) 特定地理等保護林

原則として人為を加えない。ただし、保護の対象とする地理等の維持のために必要

な除伐等を行うことができる。

(キ) 郷土の森

現状の維持に必要な保育等について、「郷土の森保存協定」に定めた保護、管理及び利用に関する計画に基づき、市町村長の協力を得つつ実施する。

(ク) 保護林以外

原則として自然の推移に委ねるものとするが、人工林については、必要に応じ、つる切、除伐等の施業を行う。

(4) 施設の整備

- ア 保全すべき環境の悪化をきたさないよう十分に配慮しつつ、必要に応じ、自然環境の保全に必要な管理のための路網等の整備を行う。
- イ 自然の推移に委ねて保存する原生的天然林の周囲の森林等において、必要に応じ国土保全、水源かん養の機能を維持するための治山施設の整備等を行う。
- ウ 保護林について、必要に応じ、自然観察教育のための軽微な施設の設置を行うことができる。

(5) 保護・管理

- ア 巡視に当たっては、特に貴重な生物の生息・生育状況及びその環境の把握に努める。
- イ 保護林については、必要に応じてボランティア活動による協力を得つつ、モニタリング、林野火災防止宣伝・啓発活動等を行う。
- ウ 獣害、森林病虫害等の生物による被害については、発生予察を計画的に行い、早期発見に努め、保護対象に応じ適切な対応を行う。

2 森林空間利用タイプ

(1) 目標とする森林

目標とする森林は、林木が適度な間隔で配置され、かつ、多様な樹種からなる森林、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種、林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林、町並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然環境や歴史的風致を構成している森林、郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林等の多様な森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林等とする。

(2) 施業方法

目標とする多様な森林を維持・造成するため、個々の国有林野の利用の形態、林況・地形等の自然条件、林業技術体系等を踏まえ、次により実施する。

- ア 天然林における施業方法は天然生林施業及び天然更新による育成複層林施業を主体として実施する。この場合、更新補助作業、保育又は間伐の実施は、気象、地形、土壤等の自然的条件、林分を構成している樹種、下層植生、保全対象と林分の位置関係等からみて更新を確保し成林をさせるために必要かつ適切な林分について行う。
- イ 周辺の母樹の賦存状況及び下層に生育する稚樹の状況等から、天然更新が可能なスギ・ヒノキ育成单層林については、択伐等により広葉樹の導入を図り、積極的に針広混交林への誘導に努める。
- ウ 次のいずれかに該当する林分については、人工造林による育成单層林施業及び育成複層林施業による。

- (ア) 人工林の有する美的景観を確保する必要のある林分
- (イ) 育成单層林施業及び育成複層林施業による林業生産活動についてのモデルとする林分及び体験林業の場とする林分
- (ウ) 更新樹種の特性、母樹の賦存状況等からみて、人工造林によらなければ的確な森林の維持・造成が期待できない林分

(3) 施業管理

目標とする森林の維持・造成のため、それぞれの森林の保健・文化的利用の形態等に応じ、必要な施業管理を行う。

ア 伐採

快適なレクリエーション利用のための環境の整備又は美的景観の維持・造成のため必要な伐採は行う。この場合、個々の国有林野の利用の形態にふさわしい森林が維持・造成されるよう、樹種特性等を考慮しつつ、その目的に応じた伐採方法、伐採率等を柔軟に選択して適切に実施する。

イ 更新

現在樹種を含む当該地域の郷土樹種による天然更新とする。また、必要に応じ、刈払い、植込み等の更新補助作業を行う。

ウ 保育

更新補助作業を行った林分については、必要により下刈等の保育を行う。

エ 間伐

混交林へ誘導する育成单層林の間伐に当たっては、やや疎に密度管理し、下層木の発生及び育成を図るとともに、広葉樹の導入を助長する。

オ 人工造林による育成单層林施業及び育成複層林施業

(ア) 伐採

a 主要な眺望点から望見できる箇所、自動車道（主要な林道を含む。）、レクリエーション施設に近接した箇所等にあっては、原則として複層伐とする。なお、この場合、帯の幅がおおむね樹高程度（20m程度）の帯状伐採又は群の大きさがおおむね0.05ha未満の群状伐採によることができる。

更新伐は、スギ、ヒノキともおおむね60年生の時期とし、終伐は、おおむね120年生の時期とする。

b 一伐採箇所の面積（伐採区と残存区を合わせた面積）は、おおむね5ha以内とし、景観の維持等について配慮する。

なお、法令等による伐採面積の上限が5ha未満の場合にあっては、当該制限の範囲内で行う。

c 上記a以外の箇所にあって皆伐する場合は、おおむね標準伐期齢の2倍以上の時期を目安とし、林分全体として生長が衰える時期以前に行う。この場合、一伐採箇所の面積は必要最小限度とする。

d 伐採箇所は努めて分散し、極力自然地形に沿った伐区を設定する。

(イ) 更新

a 人工造林による育成複層林施業を行う林分については、樹下にスギ、ヒノキ等その林分に適した樹種を植栽する。植栽本数は、公益的機能重視の観点等を踏まえ1,000本/haを標準とするが、実際の植栽にあたっては、地位、天然生稚幼樹の発生等現地の状況を踏まえて、当該地の適正な植栽本数を決定する。

なお、帯状伐採及び群状伐採の場合には、2,000本/haを標準に同様の考え方で植栽本数を決定する。

ただし、保安林において指定施業要件が定められている場合にはいずれもその制限内の本数とする。

b 皆伐跡地にあっては、その林分に適した樹種を原則として、植栽本数は2,000本/haを標準とするが、実際に植栽するに当たっては、地位、天然生稚幼樹の発生等、現地の状況を踏まえて、当該地の適正な植栽本数を決定する。

ただし、保安林において指定施業要件が定められている場合にはいずれもその制限内の本数とする。

c 更新に当たっては、必要に応じ花木を導入する。

(ウ) 保育

必要に応じ下刈等保育を行うが、その際、天然に侵入した花木等の有用木の育成

に努める。

(4) レクリエーションの森の施業管理

レクリエーションの森の施業管理については、前項(3)によるほか、次の点に留意して行う。

ア 自然観察教育林

(ア) 野生動植物等の観察や自然探勝を目的とする場合には、必要に応じ、動植物の生息、生育環境の維持・造成を図ることを目的として、林床植物の生育に必要な照度確保のための除伐及び間伐、採餌木の植栽、利用の安全性の確保のための危険木の伐採を行う。

(イ) 主伐（施設設置のためのものを除く。）を行う場合の伐採方法は、原則として天然林においては択伐、人工林においては複層伐とし、伐採箇所は施設に隣接させない。

(ウ) 林業生産活動のモデルとする場合は、(イ)にかかわらず、森林施業に対する理解を深められるような林分の配置を行うこととし、(3)の才に留意して施業管理を行う。

イ 森林スポーツ林

(ア) 森林内において快適なスポーツを楽しめるよう、特に施設周辺の林分について明るく変化に富み、開放的で親しみやすい森林の維持・造成を目的として、間伐、危険木等の伐採、花木の育成等を行う。

(イ) 主伐を行う場合は、自然観察教育林に準ずる。

ウ 野外スポーツ地域

施設周辺の林分については、森林スポーツ林に準じて取り扱う。なお、地形、施設の種類・形態に応じ、防風や土砂の流出防備等の機能の確保が必要な場合は、国土保全タイプにおける施業管理に準じて取り扱う。

エ 風景林

(ア) 地域における自然的条件に加え、周辺の地形や地物との関係、当該景観の文化的意義等を考慮した上で、当該地域の特徴的な自然景観の維持・造成に必要な施業を行う。

(イ) 伐採を行う場合は、次のいずれかに該当するものについて行うこととする。
a あばれ木、倒木、枯損木等で風致の維持上支障となる立木の伐採
b 遷移の途中相にある森林の維持に必要な侵入木の伐採

- c 景観の維持向上に必要な更新を図るために必要な伐採
- d 通景線の確保に必要な伐採
- e 人工林及び一斉林に近い天然林の間伐

オ 風致探勝林

(7) 森林内における快適な心身の休養に資するよう、湖沼、渓谷等との一体的な美的環境の維持、施設周辺の林分等における風致の維持を目的として、必要に応じ、危険木の伐採、間伐、つる切及び除伐等の保育を行う。

(イ) 主伐を行う場合については、自然観察教育林に準ずる。

カ 自然休養林

ゾーン区分ごとに、上記ア～オに準じて取り扱う。

(5) 施設の整備

施設の整備については、次の点に留意して行う。

この場合、第3セクター等の民間活力を活用して人と森林空間とのふれあいの場を創造するヒューマン・グリーン・プランの推進等を通じて、効率的な整備に努める。

ア レクリエーションの森については、「レクリエーションの森の名称及び区域」に示す施設内容について、利用の形態、需要の規模に応じ、また、個々の国有林野の地況及び林況を踏まえ、山地災害の防止、水源のかん養及び自然環境の保全に十分配慮した上で、快適な利用が行われるよう、適切な配置、規模及び形態により整備を行う。

イ レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプについては、必要に応じて、遊歩道、あずまや、展望所、給排水施設、標識類、ベンチ等の軽微な施設について、最小限の整備を行う。

ウ 自動車道及び歩道は、風致の維持に配慮しつつ、レクリエーション施設間の連絡、スポーツ施設としての利用及び必要な施業管理が効率的に行えるよう路線を選定する。

なお、駐車場については利用状況を踏まえ、適切な整備を図る。

(6) 保護・管理

ア 利用者に対する森林・林業に関する知識の普及啓発に努める。

イ 巡視に当たっては、特に、レクリエーションの森における利用の状況、施設の管理状況の把握、山火事警防等に努める。

(7) 保健機能森林に該当する森林の施業及び施設の整備

自然観察教育林、森林スポーツ林、風致探勝林及び自然休養林のこれらに準ずるゾーンのうち、保健機能森林に該当する森林については、上記(3)～(5)によるほか、森林施業及び施設の整備の細部の基準は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法により取り扱う。

第3 資源の循環利用林

1 木材の生産を目的とする資源の循環利用林

(1) 施業管理に当たっての基本的な考え方

木材の生産を目的とする資源の循環利用林については、当該林分の有する公益的機能の発揮に配慮しつつ、形質の良好な目的樹種からなる成長量の大きい森林を造成するとともに、林道等の生産基盤の適切な整備を図り、生産目標に応じた木材を効率的に生産するため、次により施業管理を行う。

(2) 施業方法

施業方法は、生産群ごとに「表一 1 生産群別の生産目標、施業方法、伐採方法及び更新区分」による。

ア 自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林による森林の造成が確実であり、かつ森林生産力の確保が十分期待される林分（伐期平均成長量が、おおむね $8 \text{ m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$ 以上の林分）であって、投資の効率性が確保されると見込まれる場合について人工造林による育成単層林施業を実施する。

なお、スギ・ヒノキ造林地に侵入するアカマツや有用広葉樹等の有用天然木については、「表一 4 スギ、ヒノキ造林地に侵入した有用天然木の取扱い」による。

イ 天然力を活用することによって確実な更新が可能で、多様な樹材種の供給を図れる林分については、天然更新による育成複層林施業及び天然生林施業を実施する。

ウ 皆伐することのできる林分の林齢は、原則として「表一 2 生産群別の生産目的及び伐期齢・適用森林計画区」に示す伐期齢以上とし、やむを得ない場合は当該森林計画区の標準伐期齢以上とする。

(3) 伐採、搬出、更新及び保育

ア 生産群別の施業方法、伐採方法及び更新方法は「表一 1 生産群別の生産目標、施業方法、伐採方法及び更新区分」に、生産群別の生産目的及び伐期齢は「表一 2 生産群別の生産目的及び伐期齢・適用森林計画区」に、伐採、更新、保育等は「表一 3 施業基準」に、それぞれ応じて行う。

なお、主伐対象林分は、「表一 2」に示す伐期齢・期待胸高直径以上の林分とする。

計画図の変遷



神戸事業區

昭和10年度検訂
全6片ノ内第6片
(全部保管林)
縮尺 1:10,000

500 1000 m

林相圖

凡例	
郡界	初割開伐ヶ所
村界	施業制限地
針葉樹林	準施業制限地
闊葉樹林	I-V 級別
主 要 部 混 生 所	保管 林 保 管 林
?	見 施業見合地
皆伐喬木作業	麥 社 林
次伐全上	國 有 地
竹林作業	不要序置林
初割主伐ヶ所	試 驗 林
全拔伐ヶ所	除 地

神戸經營回

昭和23年度編成
全6片ノ内第6片

縮 尺 1:10,000



凡例	
府 縣 罁	正V 鄉 鄉 別
國 罁	竹 林 作 業
郡 罁	初期主伐之所
村 罁	
省 代 原 林 作 業	
採 伐 林 作 業	
針 葉 樹 木	
闊 葉 樹 木	
針葉一部混生	
闊葉全上	
初期開伐之所	

神戸 神林署 営業区 経営図

昭和 28 年度編成
全 6 片のうち 6 片



例	送電線	天然林	人工林	新炭林	防	建	建	第Ⅰ分類主伐		
		天然林	人工林	新炭林				第Ⅱ分類主伐		
		天然林	人工林	新炭林				第Ⅲ分類主伐		
		天然林	人工林	新炭林						
		天然林	人工林	新炭林						

縮尺 1 : 10000

1000m

神戸事業区
大阪経営計画区

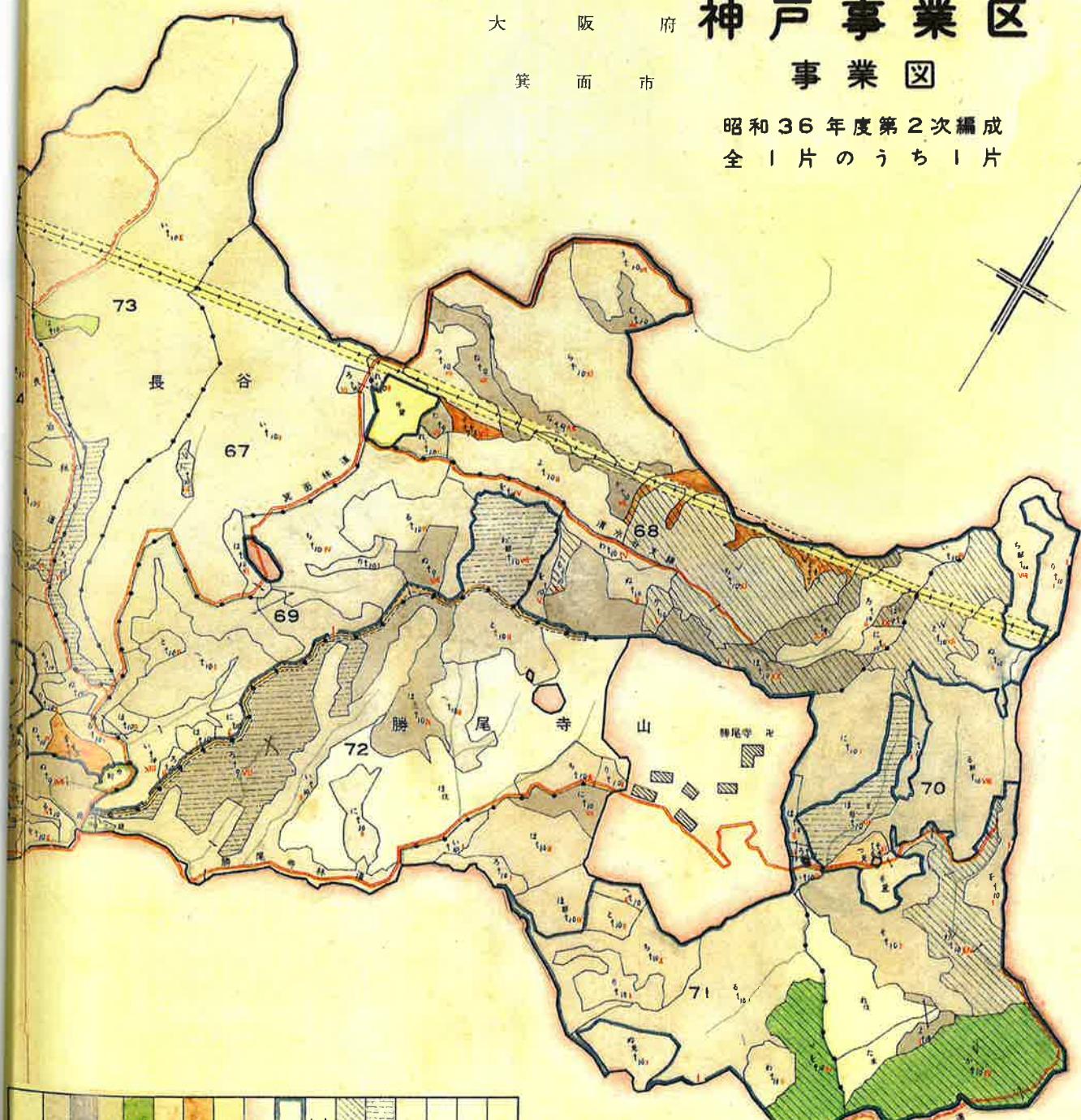
大阪府

箕面市

神戸事業区

事業図

昭和36年度第2次編成
全1片のうち1片



風致保護林
71林班い～に
72林班い～り
81林班い～か

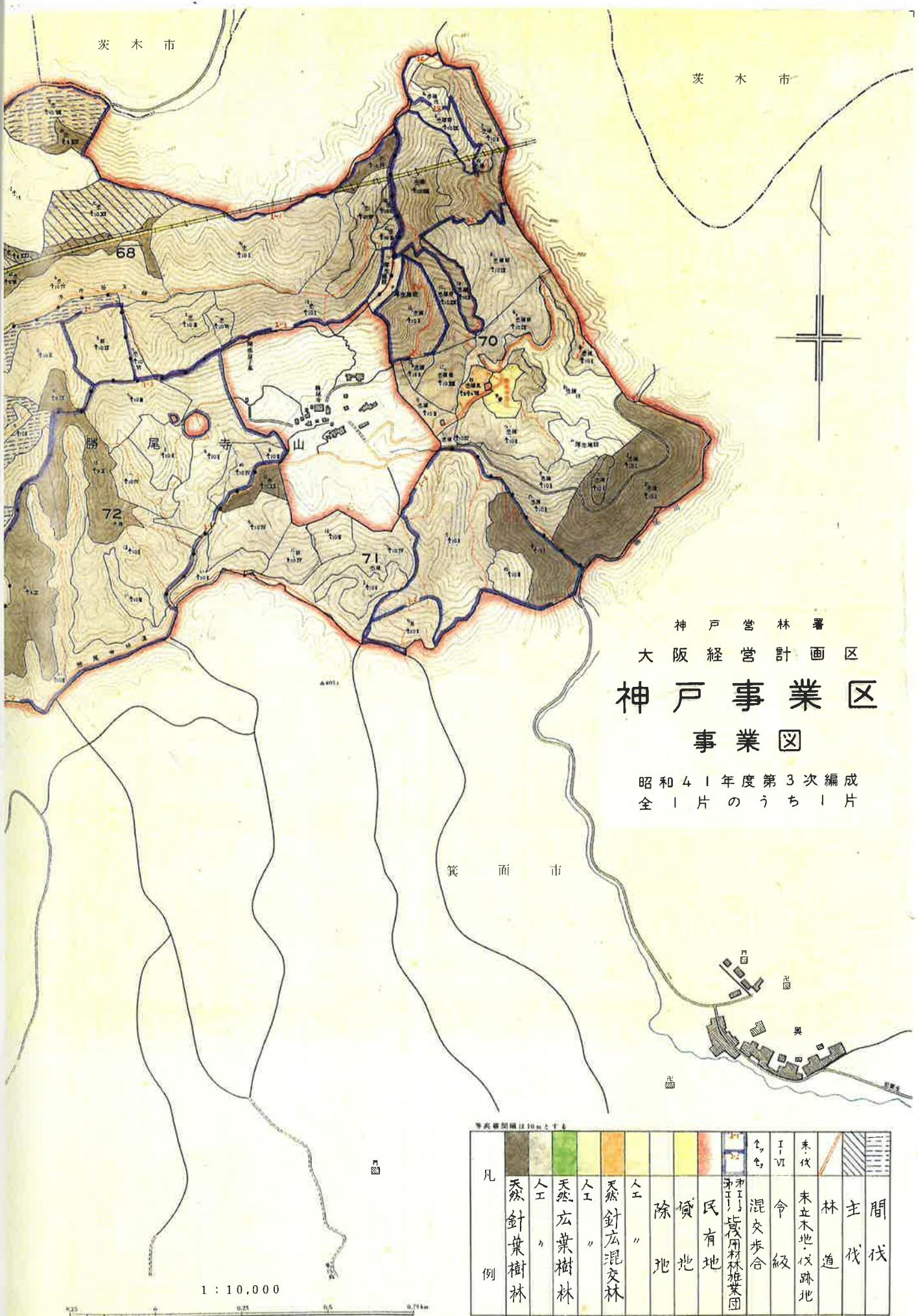
凡例	人工針葉樹林	天然広葉樹林	人工針葉混交林	天然広葉混交林	貸地	民地	第一皆用施業団	混交合	本期伐	本伐代	令間級
	人工 針 葉 樹 林	天然 針 葉 樹 林	人 工 針 葉 樹 林	天 然 針 葉 樹 林	人 工 針 葉 樹 林	天 然 針 葉 樹 林	人 工 針 葉 樹 林	天 然 針 葉 樹 林	人 工 針 葉 樹 林	天 然 針 葉 樹 林	人 工 針 葉 樹 林

1 : 10,000

0

500

1000m



兵庫地域施業計画区
神戸事業区
 事業図

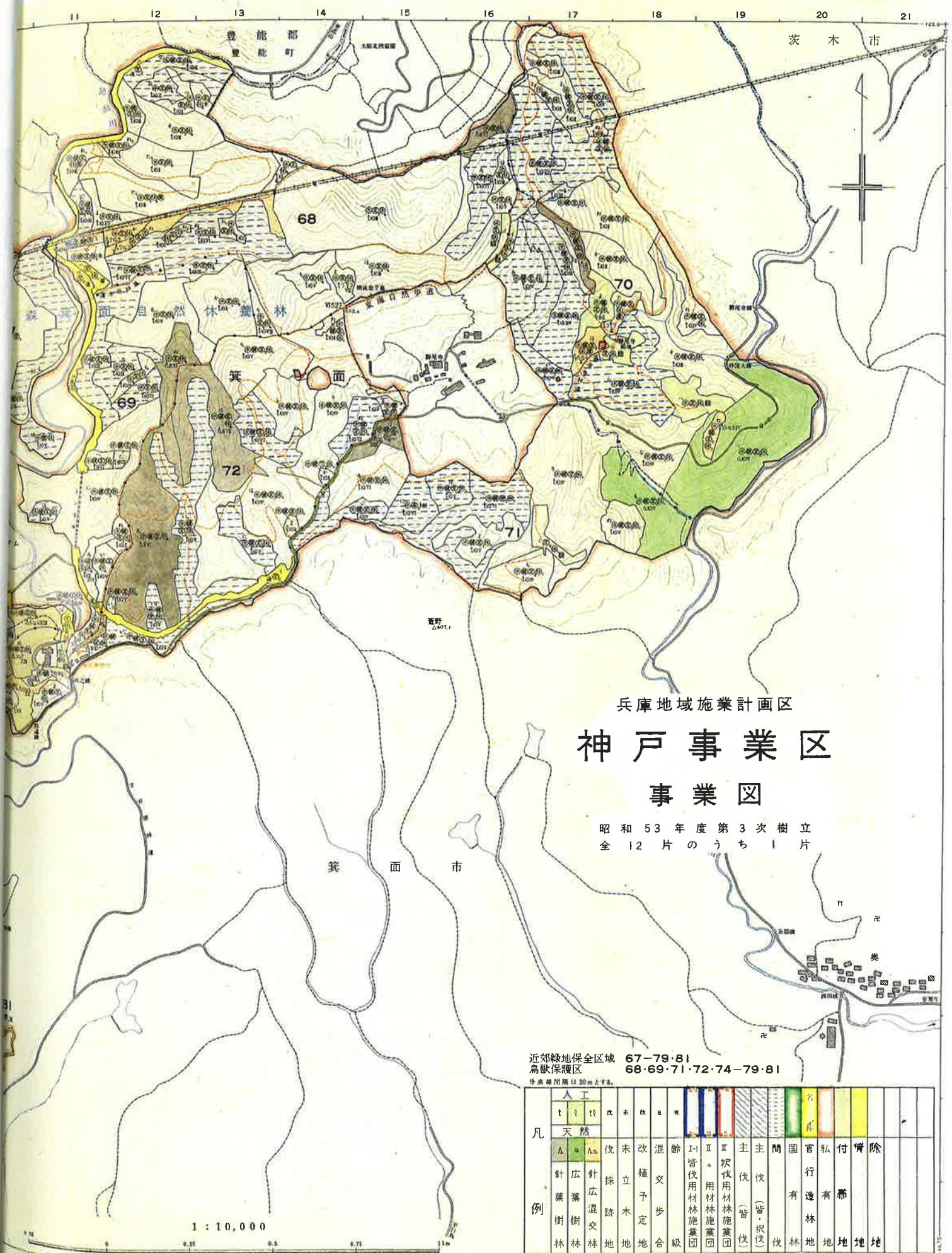
昭和48年度第2次樹立
 全6片のうち1片

鳥獣保護区 68-69-71-72-74-79-81
歩道幅員は10mとする。

凡 例	人工	天然	伐	未	改	混	齡	I	II-1	II-2	主	間	國	官	私	付	貸	除
	針葉樹	針葉樹	伐採跡	立木	予定地	木交	混生地	I 皆伐用材林施業団	I-1 久々用材林施業団	I-2 皆伐用材林施業団	伐	(皆)	伐	伐	伐	伐	伐	伐

1 : 10,000

0.25 0.25 0.5 0.75km



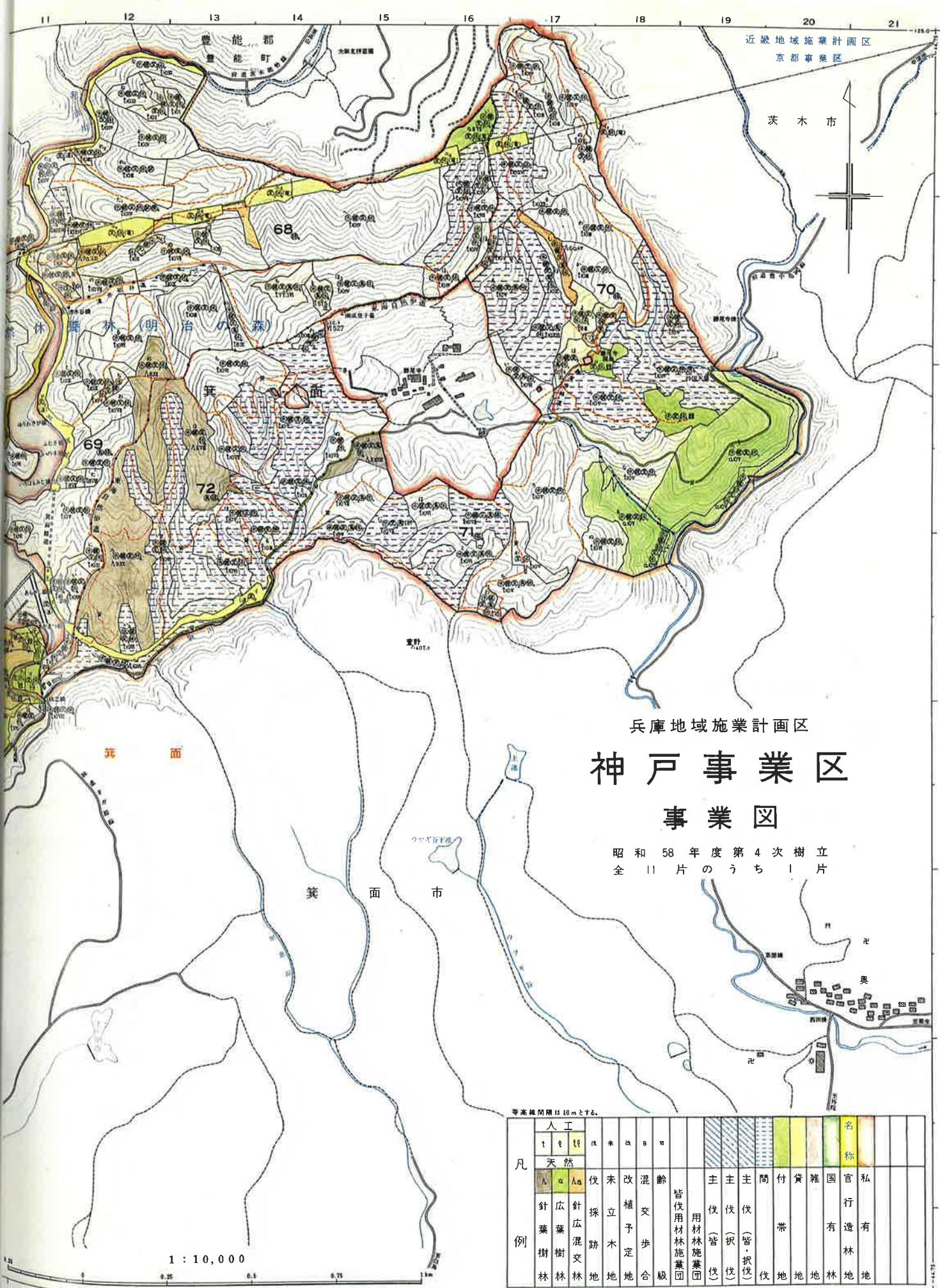


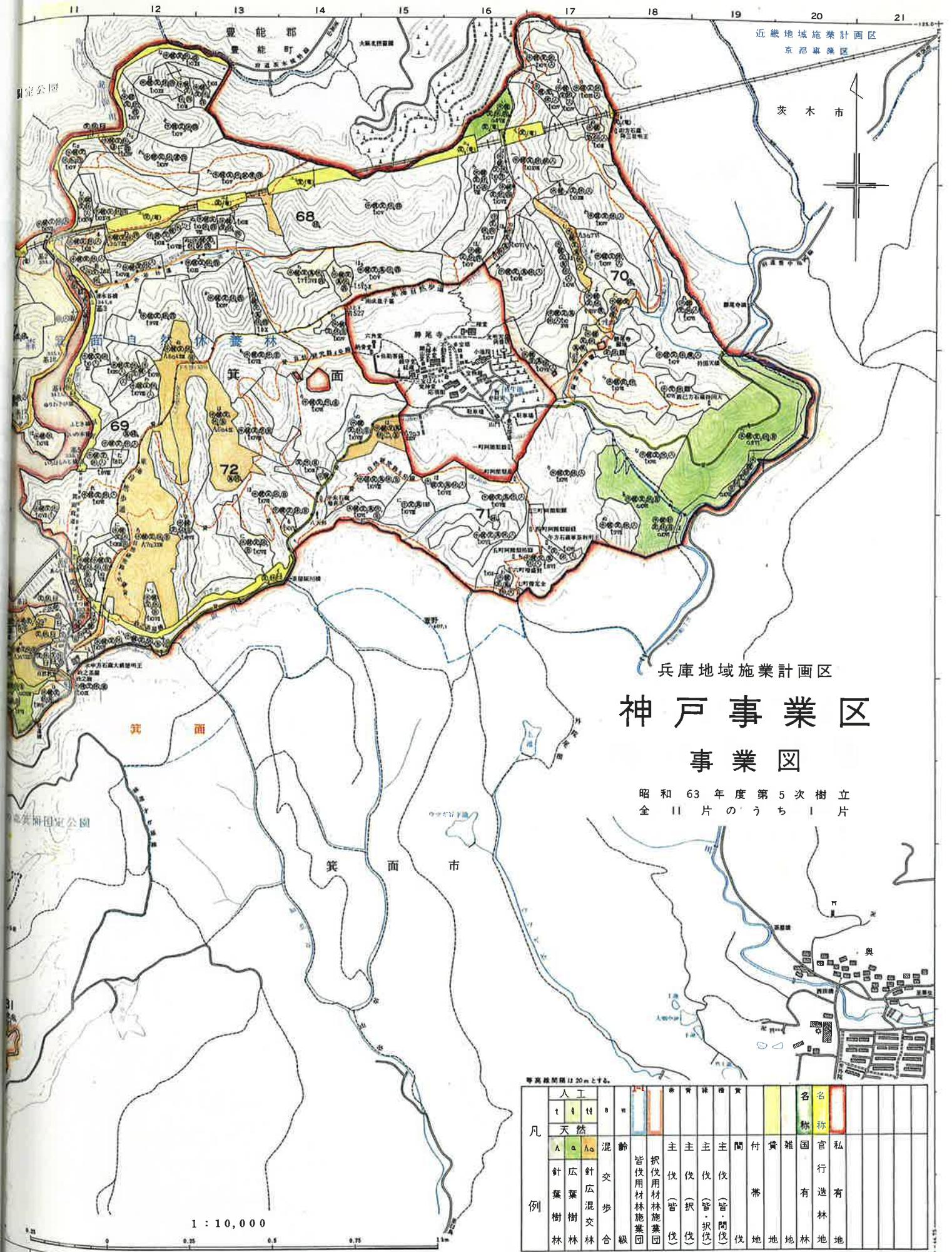
凡 例

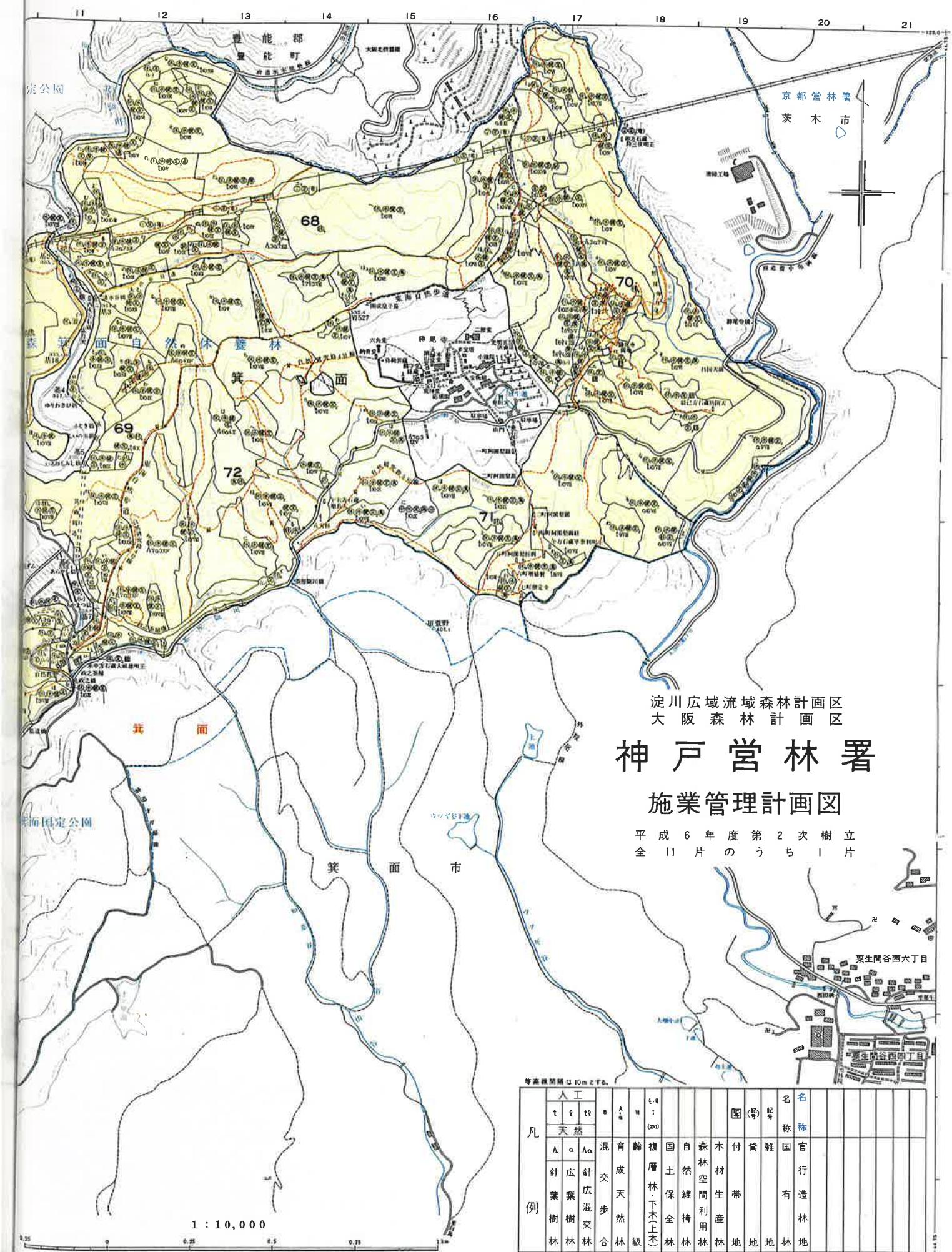
国定公園	第一種特別地域	
	第二種特別地域	
	第三種特別地域	
自然休養林	風致保護地区	
	風致整備地区	
	施業調整地区(伐倒)	
	" (皆伐)	
	施設地区	

1 : 10,000

凡 例	等高線間隔は10mとする。										名 称							
	人工	天然	伐	未	改	混	齡	皆伐用材	主	主	間	付	貸	雜	國	官	私	
	A	Aa	伐	立	改	植	木	林施業團	伐	伐	(皆)	伐	伐	帶	地	有	行	造
	針葉樹林	廣葉樹林	針葉混交林	未立木地	改植地	混生地	齡級	皆伐用材	主伐	主伐	(皆伐)	伐	伐	帶	地	有	行	造
	樹林	樹林	混交林					林施業團	(皆伐)	(皆伐)	(皆伐)	(皆伐)	(皆伐)	地	地	林	地	地







清水谷周辺林分での施業履歴

林班	小班名	樹種名	林齡	林種	施業方法	施業細分	樹種別 面積	種類 年度	施肥	下刈り	つる刈	除草	枝打	間伐	間伐	伐
① 造林後=0 間伐二〇	い 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	57	天然生林	天然生林施業	天然生林施業	0.67	S25(天更新)								H11
○	ろ 他広葉樹 スギ	ヒノキ	55	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	1.68	S27								
○	は 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	41	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.42	S41	S42~S46	S48~52	S57					H18(0.41ha)
○	に 他広葉樹 スギ	ヒノキ	50	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.13	S33	S33~39							H18(0.87ha)
○	ほ 01 他広葉樹 スギ	ヒノキ	41	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.74	S41	S42~S46	S48~52	S63					
○	ほ 02 他広葉樹 スギ	ヒノキ	41	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	1.1	S41	S42~S46	S48~52	S63					H18(1.84ha)
○	ほ 03 他広葉樹 スギ	ヒノキ	41	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.36	S41	S42~S46	S48~52	S63					H18(0.36ha)
○	へ 他広葉樹 スギ	ヒノキ	43	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	3.11	S41	S42~S46	S48~52	S63					H18(7.18ha)
○	ヒロマツ ヒノキ	ヒノキ	67	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	7.21	S40	S41~S45	S46~49	S61	S61	S61	H18(1.85ha)	H18(10.31ha)	
○	ち 他広葉樹 スギ	ヒノキ	53	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.78	S40	S41~S45	S46~49	S61	H1(0.80ha)	H2(3.20ha)	H6(1.85ha)	H18(0.35ha)	
○	り 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	68	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.29	S15	S15	S15	S15					H18(0.29ha)
○	れ 他広葉樹 スギ	ヒノキ	55	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.47	S29	S30	S31	S31					
○	れ 01 他広葉樹 スギ	ヒノキ	53	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.47	S29	S30	S31	S31					
○	れ 02 他広葉樹 スギ	ヒノキ	55	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.4	S29	S30	S31	S31					
○	れ 03 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	68	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.21	S14	S14	S14	S14					H18(0.50ha)
○	れ 04 他広葉樹 スギ	ヒノキ	55	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.13	S14	S14	S14	S14					
○	れ 05 他広葉樹 スギ	ヒノキ	27	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	3.18	S27	S27	S27	S27					H18(3.88ha)
○	れ 06 他広葉樹 スギ	ヒノキ	55	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.12	S27	S27	S27	S27					H18(0.40ha)
○	れ 07 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	74	天然生林	天然生林施業	育成天然林施業	0.49	S55	S55	S55	S55					
○	れ 08 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	74	天然生林	天然生林施業	天然生林施業	0.13	S55	S55	S55	S55					S59
○	れ 09 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	28	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.12	S27	S27	S27	S27					
○	れ 10 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	103	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.43	S55	S55	S55	S55					
○	れ 11 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	39	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.32	S43	S43	S43	S43					
○	れ 12 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	39	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.76	S55~S59	S55~S59	S55~S59	S55~S59					H18(0.80ha)
○	れ 13 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	39	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.49	S43	S43	S43	S43					
○	れ 14 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	38	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.86	S44(補S45)	S45~46	S48~49	S49~52	S54~57	S54~57	S54~57	S55~59	S56~59
○	れ 15 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	38	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.24	S44	S44	S44	S44					S62~H2
○	れ 16 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	40	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.16	S44	S44	S44	S44					
○	れ 17 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	33	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	1.8	S43~S44	S43~44	S43~44	S43~44					H3(1.80ha)
○	れ 18 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	75	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.55	S50~54	S50~54	S50~54	S56~62					H19(0.70ha)
○	れ 19 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	75	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.83	S7	S7	S7	S7					
○	れ 20 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	75	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.98	S7	S7	S7	S7					H19(1.38ha)
○	れ 21 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	49	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.04	S33	S33	S33	S33					H19(1.47ha)
○	れ 22 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	55	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.6	S42	S42	S42	S42					S59
○	れ 23 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	103	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.04	S27	S27	S27	S27					S59
○	れ 24 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	30	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.38	S52	S52	S52	S52					S59
○	れ 25 他広葉樹 スギ	アカマツ ヒノキ	30	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.24	S32	S32	S32	S32					S59
○	れ 26 林班計						54.69									
268林班計																

林(歩)道 間接=○		小班名	樹種名	林班	林種	施業方法	施業細分	樹種別 面積	植栽年度	施肥	下刈り	つる切	除伐	枝打	間伐	間伐	伐倒
	い	ヒノキ	49	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.79 S33	S33~39	S42	S46.57						
	ろ	スギ	107	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.56 M35	M35						H8(0.80ha)		
	は	スギ	107	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.14 M35									H1
	に	ヒノキ	78	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.35 M37	M37								
	ま	スギ	50	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.09 S42	S42								H1
	へ	アカマツ	56	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.16 S32	S32								
◎	と01	スギ	70	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.14 S26	S26								
◎	と02	スギ	70	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.08 S12	S12								
五	ヒノキ	46	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.25 S12	S12								
	う	スギ	70	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.08 S12	S12								
○	ぬ	アカマツ	82	天然生林	天然生林施業	天然生林施業	天然生林施業	0.07 S12	S12								
○	ぬ	アカマツ	52	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.87 S1(天更新)	S1(天更新)								
○	269	スギ	101	アカマツ	52	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.11 S30	S30							
○	○	スギ	102	アカマツ	52	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	0.17 S30	S30							
○	わ	スギ	56	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.45 S30	S30								
○	か	スギ	37	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.03 S26	S26								
○	よ01	ヒノキ	8	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.14 H13	H13								
○	よ02	スギ	70	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.01 S12	S12						H18(0.75ha)		
	た	ヒノキ	63	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.08 S19	S19								
	れ	スギ	46	育成單層林	育成複層林施業	育成天然林施業	育成天然林施業	0.03 S37	S37								
	269林班計							5.51	S37~42								
	268269林班計							26.85							57.58.61	H19(7.06ha)	
								81.54									

「清水谷ビジョン」策定の経緯

「清水谷ビジョン」策定の経緯

第16回箕面自然休養林部会（平成19年12月13日）

- ・事務局より、「清水谷ビジョン（仮称）」の策定について提案。

第17回箕面自然休養林部会（平成20年2月14日）

- ・元山流域管理調整官より、「清水谷の施業履歴と施業方針」について説明。
- ・中野委員（箕面ナチュラリストクラブ）より、「清水谷への期待」として発表。

第18回箕面自然休養林部会（平成20年4月24日）

- ・石原委員（NPO自然と緑）より、「清水谷の生態系を調査、公開する」として発表。
- ・森岡委員（NPOみのお山麓保全委員会）より、「清水谷プロジェクト（私案）」として発表。

第19回箕面自然休養林部会（平成20年6月19日）

- ・佐中委員（清水谷をまもる会）より、「清水谷をまもる会の提言」として発表。
- ・唐木委員（箕面観光ボランティアガイド）より、「『清水谷ヴィジョン』について」として発表。
- ・鎌谷委員（箕面こう楽会）より、「清水谷の生物多様性」として発表。

第20回箕面自然休養林部会（平成20年8月21日）

- ・小西委員（箕面の森観察会）より、「清水谷への思い」として発表。
- ・桃山委員（箕面市公園みどり課）より、「平成20年度「山とみどりの市民イベント」について」として発表。
- ・小林委員（大阪府北部農と緑の総合事務所緑地整備課）より、「清水谷ビジョンに期待する」として発表。

第21回箕面自然休養林部会（平成20年11月6日）

- ・奥委員（（独）森林総合研究所関西支所）より、「箕面は昔どんな山だったのか」として発表。
- ・事務局より、「清水谷ビジョン」の骨子を提示。

第22回箕面自然休養林部会（平成21年1月15日）

- ・事務局より、「清水谷ビジョン」（案）を提示、全会一致で採択。

各委員からの発表資料

「清水谷ビジョン」策定への検討タタキ台案

2008.2.14

箕面ナチュラリストクラブ代表
中野委員

清水谷ビジョンへの基本的認識。

- 各行政と地元市民とが、協働して、それぞれの役割を果たし、その実現を目指す。
- 「清水谷」は箕面の森の象徴的場所であり、「種の多様性・生態系の持続的維持保全を図り、未来の子孫に豊かな森を引き継ぐ事」を「ビジョン策定の基軸」とする。
- 当ビジョンの策定推進が、「箕面の森」生態系保全への波及的影響に及ぶ事を期待。

清水谷の将来目標像の検討について。

1. 清水谷の歴史認識の共有。

- ①清水谷は、中世以降勝尾寺の領有山林として保護され、一般の強伐採・下草採取からは免れて来たが、寺院による森林經營で一時は造林や畑化なども行われ、規制下で人の係わりはあった場所である。(有岡利幸著「森と人間との生活」参照)
- ②終戦後も、清水谷は植生豊かで昆虫類も多く生存していた。(生物研究会資料参照)
- ③従って清水谷は、有史以降適度な人の係わりで生態系を維持してきたと推察される
- ④いずれにしても、更に詳しく調査し、清水谷が豊かな植生に恵まれて来た主な要因を共通認識として推察・確認し、それを文書化しておく必要がある。

2. 清水谷の森の復元方向の検討。

- ・清水谷は目下、經營管理計画として杉檜の単層林から混交林へ誘導されているが・・
- ①「潜在自然植生」(=極相林⇒椎櫻等の照葉樹林か)を志向するか、落葉樹林を中心とする復元を志向するか、或はその組合せを志向するかを大枠で方向づけする必要がある。

②「潜在自然植生」への志向も急いで復元するか、長い年月を待つかの選択がある。

③現実的には、現地でそれぞれの組合せを思考選択する方向もある。

④又それぞれにおける誘導技術体系をも考察する必要がある。

⑤清水谷内の自生する落葉樹及び照葉樹の高木等を調査し、それらの育成繁茂を図る。

3. 具体的検討の手順。

① 将来目標像の素案作成。 ⇒ (検討 WG をつくり) 4月までにタタキ台を策定
・検討の場 ・メンバー ・開催頻度

② 専門家・有識者の助言 ⇒ 素案の段階で意見聴取を5月までに。

③ 「清水谷ビジョン」の原案の作成。 ⇒ 6月

現実から将来目標像に至るまでの想定すべき具体的活動項目。

1. 目指す将来目標像実現の為の必要幼木や埋蔵種子などの確保と準備場所。

・対象樹木には、鳥を誘引する果実樹等にも配慮

2. 現在でも更に間伐を要する林班での間伐作業を進める。

3. 鹿食害対策実施への強力な取り組み。 ⇒ 手のつけ方 ⇒ 現実の対処

4. 具体的協働活動の担い手の確保。

⇒ 既存組織への呼びかけ

⇒ 将来は必要な新たな組織つくりや呼びかけも考える。

EX) 清水谷友の会、或は箕面森友の会 的なもの・・・

中味は森つくり作業担当の人や観察などを自然を楽しむ人など・・・

5. 望まれる利用方法などの検討。

6. 将来目標像を実現する為の、作業者に対する、適切な指導。

7. 必要資金などの支援企業などの働きかけ等。

その他の

以上

NPO 自然と緑理事長
石原委員

清水谷の生態系を調査、公開する

1992年3~14日国連総会は、「森林生態系がヒトをはじめあらゆる生命の維持に必要不可欠である。」ことを史上初めて“森林の世界的統一見解”(a first global consensus of forests.)として、森林原則声明を採択した。同時に「リオ宣言」「生物多様性条約」「気候変動枠組み条約」を採択して人類史は新しい時代に入った事を自覚した。

大経済活動域に近接した箕面山地の自然は、近代国民国家になってから多くの研究者によって調査され、記録が残されていますが、1960年代からの開発に伴う荒廃が進んでいる中で、清水谷地区の生物多様性を守り記録することの必要性が取り上げられた。箕面山地の生態系モデルとして、市民参加の調査をし、記録をもとに、生態系の成り立ちと仕組みと働きを逐次市民に公表する方向をめざした。

当面の課題を設けて、組織的、継続的に活動を進め、合わせてテーマを決めて学習する機会を重ねる。

(構 想)

A 遷移を待ちながら、清水谷の生態系を明らかにする。

1 清水谷に生息する「生物種」の全体像を明かにする。

2 清水谷の非生物的環境を要因毎の資料を集め、また、定点観測する。

3 清水谷の生態系に影響を及ぼした歴史的資料を整理し、今後の対策を立てる。

4 外来生物の排除を急ぐ。

5 次代につなぐ目標として、混交林に土着生物種が豊に保存される森林生態系への遷移をまつ。

B 情報公開を求める。

1 森林管理の現状を市民に分かるよう情報公開を求め、逐次解説する。

2 国および地方自治体の政策の透明化を求め、市民の理解を進める手立てを作る。

C このモデル地区の調査をもとにして、

- 1 箕面国定公園、森林と市民の接触学習と活動の場と機会を増やすような企画を誘導する。
- 2 ※「すべての生命の維持に不可欠な森林生態系」を次の世代が生態系の基礎が分かる活動に参加できる活動を通じて、全ての子どもたちがこの生態系の仕組みと働きを尊重(尊敬)できる体制を求める。
- 3 都会からの訪問者にも生態学を基礎にしたエコツーリズム(森林の環境や文化を破壊しないで自然と文化に触れ、それに学ぶ楽しみを心得る旅行)の精神を分かりやすく身につけられるよう原則と方法を具体的に提示する。.

※R. カーソン 1958.

子ども達の世界はいつも生き生きとして、新鮮で、美しく、驚きと感謝に満ちあふれています、残念なことに私たちの多くは大人になるまでに澄み切った洞察力や美しいもの、畏敬すべきものへの直感力を鈍らせ、ある時は全く失っています。『the sence of wonder』

清水谷プロジェクト(私案)

NPO みのお山麓保全委員会事務局長
森岡委員

1 清水谷の理想像

箕面市街地から北摂山間地域への交通軸の交点にあり、明治の森国定公園の中核的な施設である「政の茶屋園地・ビジターセンター」を中心に東海自然歩道を初めとした多様な自然観察路が整備され、約2km圏内に勝尾寺園地、EXPO90記念公園、清水谷園地が分布し、広域対象の保健、休養、教化の重要なエリアとして位置づけられる。

また、地勢的な特性から太平洋型気候、瀬戸内型気候、日本海型気候の影響がみられる地区とも言われ、箕面国定公園は多様な植生や昆虫等が観察されている。

(大都市近郊にありながら、およそ1,100種の植物と3,000種の昆虫を数える国内有数の「自然の宝庫」とされている。)

「清水谷エリア」は、このような立地特性を生かした活用を図ることが重要と考える。

具体的には、EXPO90記念公園の初步向けの保健・休養型体験園地に対して、やや上級の「保全型自然教育園」、「森林生態実験フィールド」を中心とした教化型施設園地と位置づけ、環境整備を行うことが望ましいと考える。

また、稀少種などのサンクチュアリーやジーンバンク(施設)などを併設して、地域種の供給・保存機能を担うこともできたら素晴らしい。

2 仕組み

- ・当面は、現在のような関係機関と市民団体等によって構成される研究・企画の組織が中心に、構想案を策定する作業を担う。
- ・次のステップとして、さらに広範な市民団体や企業等の参加を得て、活動の主体を市民側にややシフトしながら、市民・行政の協働によるアクションプログラムを策定する。協賛企業の参入も図る。
- ・アクションプログラムの策定と並行して人材や組織の育成を行い、機能毎に連携したNPO法人等の参入による協働型の管理・運営方式を考えられる。

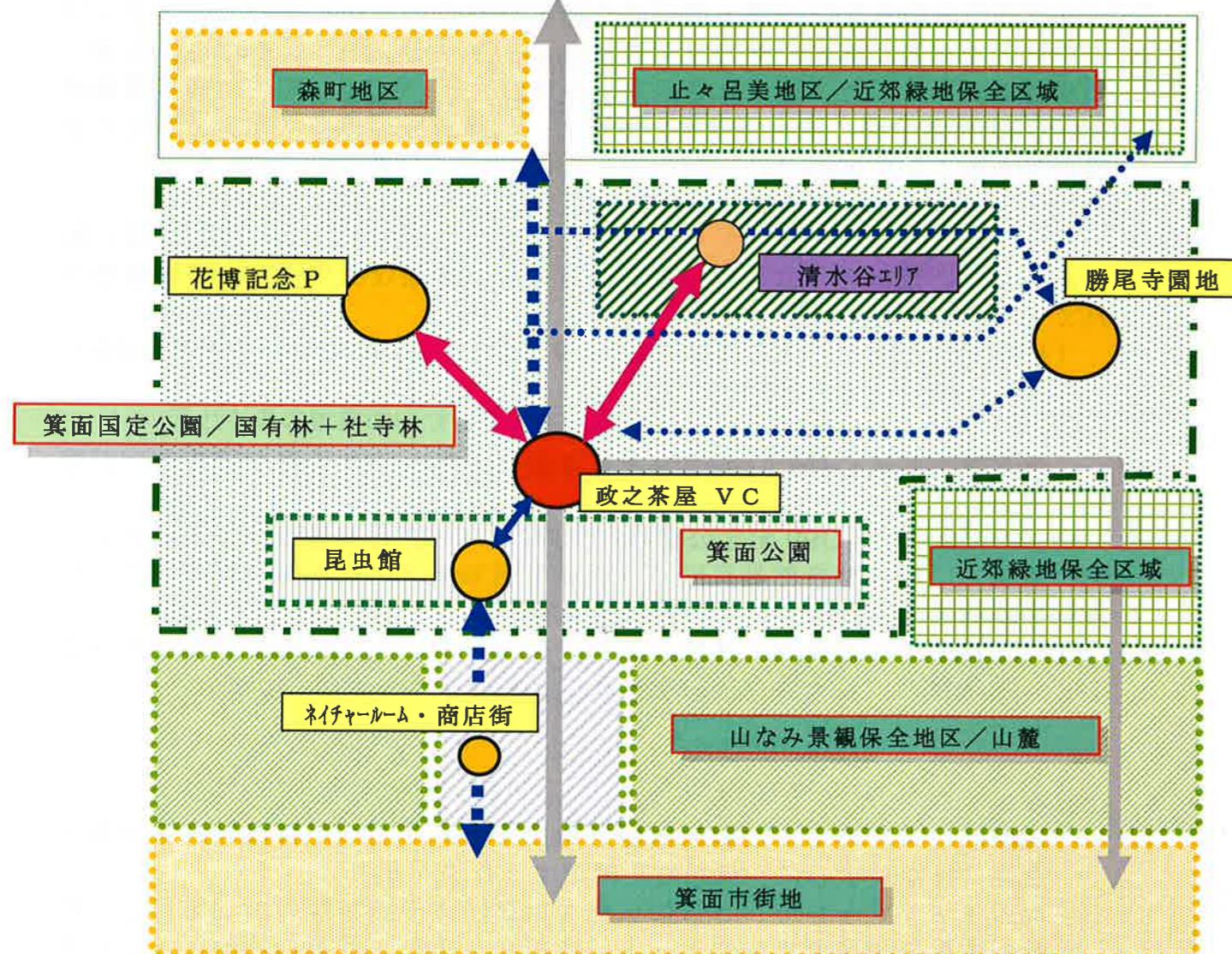
現時点でも想定される機能は、以下の様に多様である。

環境教育、自然研究サポート、研究開発、施設管理、山林育成管理、エコツーリズム、情報発信、啓発、…

3 山麓委員会が担える役割

- ・初期段階の活動サポート(資料・情報提供等)
- ・人材育成(講座運営)
- ・資金調達(助成申請事務のサポート、国・府・市との協働の受け皿等)
- ・関連事業企画
- ・関連団体への呼びかけ、連携(ネットワーク)

箕面山間の緑地構成と機能配置概念図



箕面市の“緑”的構造

	地 域	法 規 制 等	主な所有形態	備 考
1	市街地	都市公園法、市条例	公有地 私有地	都市公園、社寺林、農地・圃場、河川、斜面緑地、保存樹木・樹林、街路樹、庭木等
2	山麓部	山なみ景観保全条例	市有林 民有林	山なみ景観保全地域 里山、市民の森
3	府営箕面公園	都市公園法 大阪府都市公園条例	公有地 (民有地)	風致地区 瀧道、昆虫館、社寺
4	明治の森箕面国定公園	自然公園法、森林法	国有林	政の茶屋、勝尾寺園地、EXP.90記念公園、清水谷園地、東海自然歩道、自然研究路、市民の森、保安林
5	その他山間地	森林法 近畿圏の保全区域の整備に関する法律	公有地 民有林	近郊緑地保全区域、保安林

緑の種類(地域)別役割

1. 市街地の緑

修景・景観(近景)、緑陰、(防風、防音等)
対象；居住者中心

2. 山麓部の緑

景観(遠景)、民俗・生活文化、レクリエーション、里山(産業)
対象；市民、近隣市民

3. 府営公園 (箕面公園)

緑地環境保全、観光・レクリエーション
対象；府民

3. 国定公園

国定公園とは、国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であって、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用(自然とのふれあい)の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

自然環境を改変する各種の行為が要許可行為として規制されており、一方で自然とのふれあいの場として各種の利用施設が整備されている。

対象；国民

(箕面国定公園)

大都市近郊にありながら、およそ1,100種の植物と3,000種の昆虫を数える

4. 近郊緑地保全区域

国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれがあり、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができる。

対象；近畿圏（大阪北部）

地種区分と要点

- (1) 特別保護地区
- (2) 特別地域（第1～3種特別地域）
- (3) 海中公園地区
- (4) 普通地域

特別保護地区 公園の中でも特にすぐれた自然景観や原始状態を保存している地域で公園の景観核心地域をいう。

第1種特別地域 特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域の内では風致を維持する必要性が最も高い地域。現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。

第2種特別地域 第1種及び第3種特別地域以外の地域で、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。

第3種特別地域 特別地域の内では風致を維持する必要性が比較的低い地域。特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれがない地域をいう。

普通地域 自然景観が特別地域と一体をなす地域または、その利用上必要な地域をいう。

1 箕面山麓とは

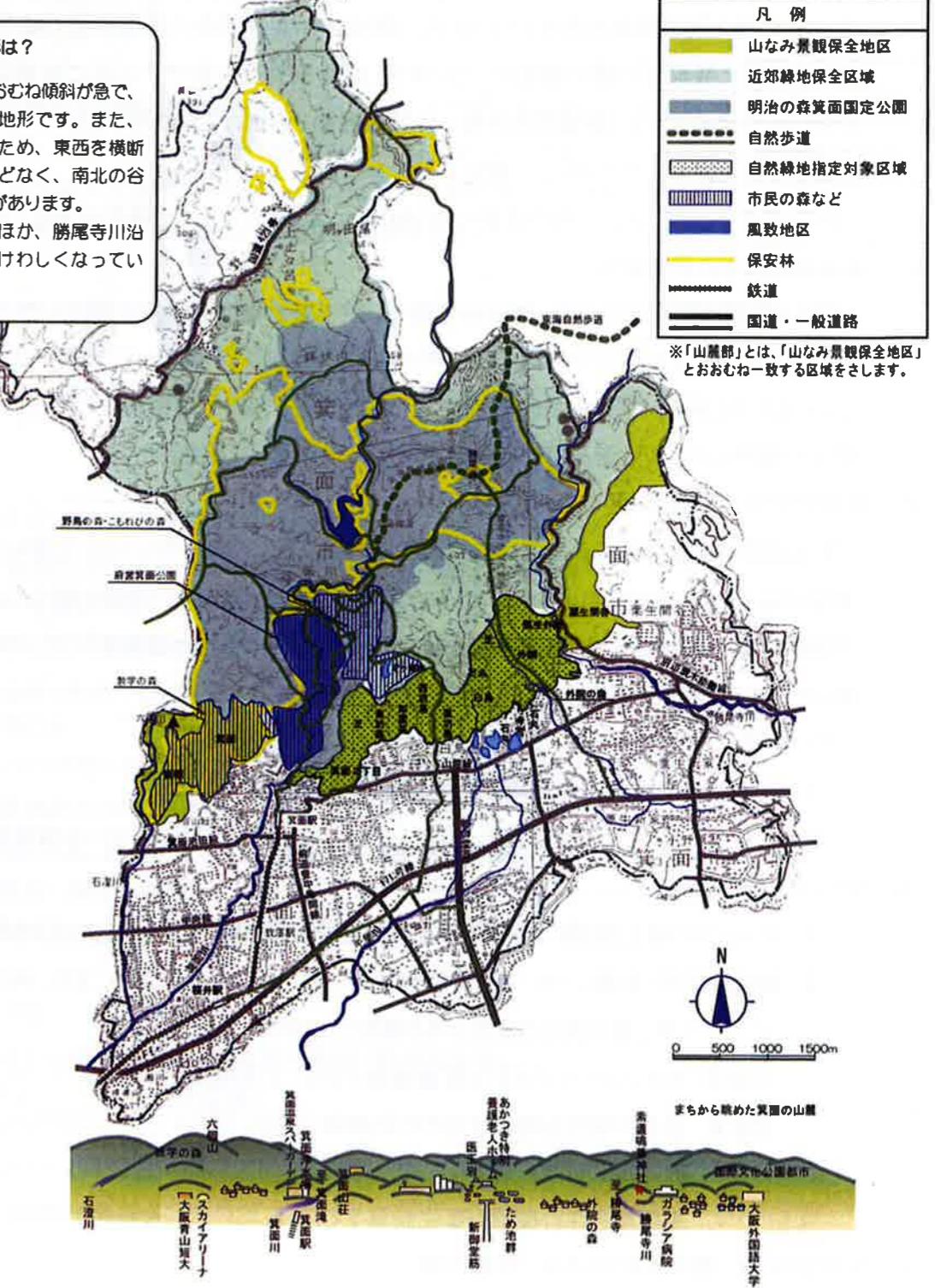
一般に、山麓（さんろく）とは、山のふもとをさします。里に隣接していることから、人に利用されてきた山として「里山（さとやま）」と言われ、里からは見えない、人が分け入らない「奥山（おくやま）」とは区別されています。

「箕面山麓」とは、明治の森箕面国定公園のある山の南斜面で、市街地から眺めることができる部分をさします。自然とのふれあいや四季折々の景観、大気の浄化、水源保全など市民のニーズが高い場所です。

■ 山麓部の地形は？

山麓部は、おおむね傾斜が急で、平坦地が少ない地形です。また、起伏がけわしいため、東西を横断する道はほとんどなく、南北の谷筋に沿って山道があります。

如恵谷付近のほか、勝尾寺川沿いは特に起伏がけわしくなっています。



「山麓保全アクションプログラム」より

清水谷をまもる会の提言 平成20年度

清水谷を守る会代表
佐中委員

1. はじめに

清水谷はかつて一部の地域の皆伐が行われ、森林保全グループの活動拠点となったことがあります。それらのことから、植生が大きく損なわれ、国定公園の中に建物が建ち、バーベキューの焚き火が焚かれるのを見て、清水谷の植物をまもりたい人が各種の団体から集まり「清水谷をまもる会」を創りました。現在は行政や各種団体と協力関係が出来、植生をまもる活動が順調に行われています。清水谷の植生調査は月2回行っていたが、1回は当休養林部会の箕面全域の植生調査をすることになり、第4金曜日に清水谷の植生調査を行っています。植物調査は大切ですが更に重要なことは、自然に愛着を持つ人を増やすこと、環境変化を見つけ関係機関と連携して対処することです。こんな観察会に感心のある方は是非おいで下さい。一緒に山歩きをしましょう。

さて、今日の会議では 2項の食害の取り組みと 3項のギャップの植生調査について検討願います。

1. 清水谷の現在の自然状況

過去2年間に間伐が行われ、清水谷は明るくなり、植物の遷移は急速に進んでいる。ヤマゴボウ アケボノソウ、オオヒナノウツボ、カリガネソウなどが増加しているが、イワヘゴ、キツリフネソウなど減少しているものもある。間伐時にチップを敷設した あさぎ広場 では樹木の発芽が多々見つかります。樹木の遷移も少しづつ進んでいる模様であり、今後注意して観察したい。

2. 食害の状況と取り組み

箕面国定公園は多用な生き物をまもるために制定され、日本で最も小さいと聞いている。しかし鹿猪食害が著しく、食害対策が求められている。清水谷もここ数年激しい食害を被っており、キツリフネソウが壊滅に近い原因の一つは鹿による食害と思われる。昨年大きな被害を受けたフタバアオイはネットで囲ったところは無事であるが、その近辺は食べられ始めている。ギャップのネットは大きな効果を發揮しているが、ペグが抜けたりしている。対策として次のことを提案する。

- I 清水谷の尾根路にネットを張り、谷全体を保護する。
- II ペグ、ロープなどの補修用具を現地に備え、植物調査などのときに点検補修する。

3. ギャップの植生調査

- I ギャップの植生調査については、草本は年2回、木本は5~10年に1回でよいか検討してほしい。

- II 調査の目的・意義について森林管理局その他の意見を聞きたい。また、外来植物の排除

については、次の異なる意見があり検討してほしい。

A意見 ヨウシュヤマゴボウは有害植物であり、日照確保からも排除すべきである。

B意見 自然の植生を確認するために排除してはいけない。かつて数百ルクスであったところが数万ルクスになっている。ヨウシュヤマゴボウの下でも数千ルクスと思われる。排除して高照度を好む植物を優先飼育すると、自然の遷移を観察出来ない。

4. 平成20年度 清水谷をまもる会 活動計画

次頁に記載

以上

(第19回 箕面自然休養林部会資料)

平成20年 6月 19日

箕面観光ボランティアガイド「MVクラブ」代表幹事
唐木委員

「清水谷ヴィジョン」について

私達の本業は、箕面を訪れるお客様に「ガイドする」ことです。その内容は箕面の文化・歴史と自然(箕面の山・森等)です。市街地も勿論ガイドしますが、「ハイキング」「森林浴」「植物観察(初級)」「野鳥観察」「古道探索」「散策」等に箕面の山を利用して、活動しています。このような利用者としての立場において意見を纏めました。

理想的な植生の有り様や理想的な森林のあるべき姿について、我々にはその知識も無く、研究もしていないので、この面からの清水谷の理想像を思い描くことが出来ませんし、論評もできません。この分野での清水谷の将来理想像については、これらに精通した方々で論じていただきたいと思っています。

1. 清水谷(=箕面の山)の将来理想像

- ・箕面の春夏秋冬の自然(樹木・草花の四季の変化)を体感・実感できる場所。
- ・訪れる人に癒しを感じさせ、感動を与えられる場所。(芽吹き、新緑、縁陰⇒森林浴)
- ・「また来たい」、「また来よう」と思うような期待の持てる場所。

2. 達成に必要なこと

- ・出来るだけ自然(の成長)に任せること。(人工的なものは極力避けること)
- ・維持・保全のために、手を入れる時は最小限にする。
- ・自然保護の為、ある程度の立入規制は止むを得ないが、立入禁止は最悪の施策。
- ・維持・保全に関する指導・教育講座を定期的に開催。(お客様の教化・啓蒙のため)
- ・関係団体と協同のため、常に情報公開をして透明性を高めること。

3. 担当できる活動

- ・教化・普及活動への協力(国有林の維持・管理施策等)
- ・啓蒙活動への協力(自然保護)
- ・環境整備への協力

以上

清水谷の生物多様性

箕面こう楽会代表
鎌谷委員

箕面の秋は紅葉、春は緑と表面的な美しさに目が向けられているが、重要なのは質です。

地域に根付いた植物群、それに依存して生きる動物・昆虫群、そして微生物群が連鎖して森をつくり、価値を高めています。

森は、生物多様性をもって環境機能は維持されるのが良いとされ、生物の多様性が減少することにより自然環境維持能力が衰えると言われています。

一度失われた環境機能を元に戻すには数十倍の時間とエネルギーが必要となります。

日本一小さな国定公園の箕面山は守られるべき緑地であり、衰退の起こらない方向に維持されてこそ最大の公益的機能を發揮すると私は考えます。

1 清水谷の気流と植物

昭和35年に発足した「箕面生物会」の報告で次のように述べられています。

清水谷、勝尾寺付近における過去三年間の微気候観測の結果、気温の逆転層が発見されました。

気温の逆転層とは、谷の斜面の途中に谷底よりも、また尾根よりも高温の空気の層ができる現象で、このような暖気帯が秋から春の、夜から朝にかけて顕著に現れます。この暖気帯の作用が長年にわたって累積した結果は、その付近の植物の分布や発芽、開花などの活動、環境と生物との関連に大きく影響しています。

「箕面の生物」より

清水谷近くでは、前に述べた逆転層の影響により、日本海側及び温帶系植物が多く見られ、「アワブキ、チドリノキ、イヌブナ、タムシバ、クロソヨゴ、オシャグジデンダ、クジャクシダ、エンレイソウ、カワミドリ」等、木本、草本が入り混じり、多数確認されているが、これらは大滝より南側では確認されていません。

2 なぜ逆転層が生じるのか？

(1) 地形の影響

清水谷方面の気流は、能勢地方を抜きには語れません。

能勢地方は、海拔400~600mの尾根が連なり盆地状となっています。

南に位置する雨森山から時計回りに、三草山、剣尾山、小和田山、背ノ坂、妙見山に達しています。清水谷の秋から春はこの能勢地方の気流を甚だしく受けています。

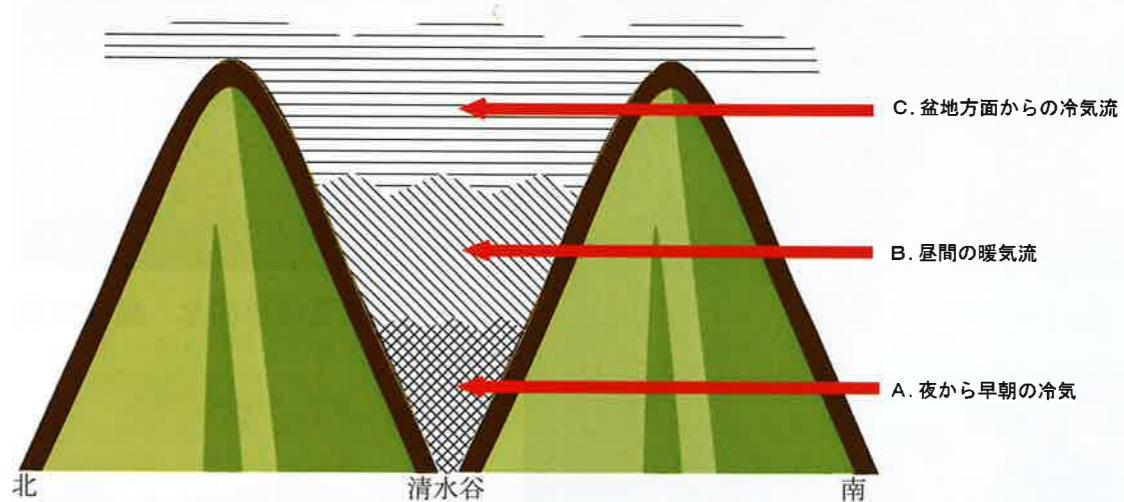
夏季は大阪湾からの暖気流により、大阪平野部とあまり変わりはない。

(2) 清水谷の気流を考える

A. 夜から早朝の自然冷気流

B. 昼間は大阪湾からの暖気流

C. 能勢盆地で発生する放射冷却気流が三層目（上部）として流入し、蓋の役目



注：A・Cはその逆も考えられるが、霜柱を見る限り考えにくい。

3 能勢地方の気温(59年森本氏より)

観測地	年平均気温	10~3月の平均気温	標高(海拔)
天王小学校	11. 6°C	5. 06°C	489m
東郷小学校	13. 6°C	6. 96°C	235m

能勢地方の気温を近畿地方で眺めると、三寒冷地のひとつとなり、紀伊山地、比良山地と匹敵する。平野部では仙台地方の気候に近似している。

以上全ての面を勘案し、清水谷方面は落葉樹林帯であったと思われます。

参考資料

写真左：南向き　右：北向き　気流による樹層を表す。



落葉樹の群生



滝の北側 北向き斜面：寒気流の影響による落葉樹と照葉樹



清水谷への思い

平成20年8月21日
箕面の森観察会代表幹事
小西委員

豊かな植生である清水谷を子孫に受け継ぐには、我々が清水谷の価値を認識して、保全、育成に向けて、共に考え方行動につなげていく事が、大切だと考える

1. 清水谷の将来理想像

- 単層林でなく複層林に。（将来は落葉樹の森）
- 杉、桧の単層林部分がほとんどの清水谷を、この谷本来の植生に復元する。

2. 将来理想像を達成するために必要な活動

- 適切な間伐を更に進める。（光を射し込ませ、かつて自生していた植物を育成）
- 広葉樹、草本の保護、保全（盗掘、踏み荒らし、食害など）
 - 食害 ⇒ 谷全体に防護ネットの設置
 - 踏み荒らし ⇒ ロープを張る
 - 植樹 ⇒ 広葉樹を（針広混交林）
- 体験学習の森ではないので、自然教室の開設が必要では？（盗掘対策）
 - 清水谷の価値の認識、保全、保護の様子

3. 団体として貢献できる活動

- 観察会を開いて、清水谷の価値を認識する。
- 清水谷の活動に参加を呼びかける。（会報に掲載）

～平成20年度「山とみどりの市民イベント」について～

1. 実施目的

本市のみどりの基本計画将来像「山並みに抱かれ、みどり豊かなまち、箕面」の実現のため、箕面市のみどり・山麓・河川などの保全、育成活動を担う市民が中心となり、活動のPRなどを通して、新規の人材育成（後継者育成）や、各市民団体の「みどりのまちづくり」に関する共通認識や連帯感の醸成を目的とする。

2. 実施方針

- ◆ 市民の人的パワーを発揮
- ◆ 市民から市民への啓発（横方向の啓発）
- ◆ 新たな人材発掘へつなげる
- ◆ 「みどりのまちづくり」の共通認識や連帯感の醸成
- ◆ 持続可能なイベント

3. 実施主体

これまで、行政主体で同様のイベントを行ってきたが、各団体のパネル展示による活動紹介や、行政による表彰制度の受賞式などに留まり、眞に市民参加につながる啓発方法ではなかったため、本年度は実際現場で活動する市民の豊富な知識や人的パワーを最大限活かし、実行委員会形式で実施する。

このため、イベントの運営や企画に関して全体をとりまとめる実行委員会事務局の業務は、行政と市民活動の中間支援組織として活躍する市民活動フォーラムみのむ、みのお山麓保全委員会に委託する。

主催：山とみどりの市民イベント実行委員会

構成団体

〔 山麓保全、河川美化、公園・道路等アドプト活動などに関わるNPO、市民団体、グループまたは個人、箕面市 他 〕

※ 別紙実行委員会構成図参照

4. イベント内容

上記の実行委員会で、人材育成につながる現場体験を中心としたイベントを企画する。

【イベント企画例】

- ☆ みどり山麓体験コーナー
(のこぎり体験・間伐材工作・椎茸菌打ち、生き物触れあい、公園デザイン教室など…)
- ☆ みどり山麓保全交流会・講演会
- ☆ 団体活動紹介コーナー
- ☆ 開催期間中に行う各団体活動への一般市民向け体験イベント

5. 実施日程

平成21年3月実施（予定）

※（仮称）みどり山麓体験月間などの開催期間中さまざまな体験イベントの実施

6. 実施場所

かやの中央（かやの広場）、市民活動センター（予定）

清水谷ビジョンに期待する

1、清水谷（箕面山）のイメージ：

※昔、箕面の山が昆虫採集のメッカと呼ばれていたころの生き物多様性が確保されていた森（配置）のイメージと、大阪平野の暖帯要素の植物相に混じって冬季偏西風の影響を受ける温帯気候要素の植物のモザイク的分布が見られる植物分布の面白さがその魅力となっている。

実際の清水谷そのものについては、大括りに言えばそのほとんどが人工造林地で種組成が貧弱に見えるが、国有林の管理により①開発等の圧力を受けておらずまた②土壤が良好に保たれたお陰で埋土種子や周辺天然林から供給された種が定着するなど、よく見ると貴重な植物が結構残っていると有識者の評価を得ている。

一方では、多くの森林において人工林化が進んでおり間伐等の管理作業が停滞すると、林内が暗い時期が続いていると日照を必要とする植物から衰退してゆく、また一律な施業により環境の質が均一化していく等の人工林経営共通の心配事がある。

2、清水谷の利用

明治の箕面国定公園に属し主要施設に近い立地で「東海自然歩道」から分岐する「自然研究路8号線」が通っていてハイカーの利用が多く、国有林経営においてもこれら休養利用や生き物観察など自然とのふれあいを求める市民ニーズに配慮して間伐等の保育施業が行われるなど、利用と管理の調和に向けた取り組みが進んでいる。

*国定公園の管理側面から見た清水谷ビジョンと休養林部会活動

国定公園に向けられる市民の期待は①豊かな自然（景観）のなかで過ごすアウトドアレクリエーション、②自然とのふれあいを通じて健康の増進やファミリーや地域社会のコミュニケーションを養うフィールドとして、安全性や快適性を求めることがある。

公園管理者から見て「清水谷の活動」の新鮮なところは「森づくりにおける市民参加」であり、また上記の「豊かな自然」及び「安全性・快適性」といったベーシックな課題と同じ重さを持っている「活用のソフト（=利用の仕組みづくり）」構築に市民参加が期待できるところである。

*どのような森にするか

多様性のある森林作りと言っても人工林を広葉樹林へ誘導するという抽象的なイメージが先行しているが、同じ「生き物の豊かな森を作る」にしても、一部の気づいた市民、知識人の心の中にある森林を作るにとどまらず、それが普段森林に親しむ機会の少

「箕面は昔どんな山だったのか」

森林総合研究所 関西支所 奥 敬一

ない市民にとっても自然とのふれあいを通じて体験的に森林について認識を深め、自分たちの環境として関わるような森林になってこそ、その価値があると思う。特に、子ども達は身近に森林があった時代に比べ自然の原体験を持つ機会が薄いことからファミリーや地域社会、学校カリキュラムを通して利用できる仕組みを構築し、子ども達の参加できる森林づくりにしたいものである。

*活動への期待

幸い休養林部会においては、協働して調査を進める中で、各主体の実情についても互いに理解と共感をもちつつ「目指す森林像（構造）」について議論を深めている。

森林の重要性、箕面の山のすばらしさを知っている市民が森林のビジョンを語る一方、潜在的ユーザーに向けて発信することも必要であり、またそれを担う団体も参加している。

森林を市民の身近なものにするためには「もう一つの森林像（機能）」【=どういう利用ニーズを背景として、どういう機能を持った森にするのか】更には、実際どういう人が利用する（してもらいたい）のか、その利用を進める仕組みづくり【利用のシステム】についてもこの場で議論を共有していく必要があると思う。

3、市民参加に期待する

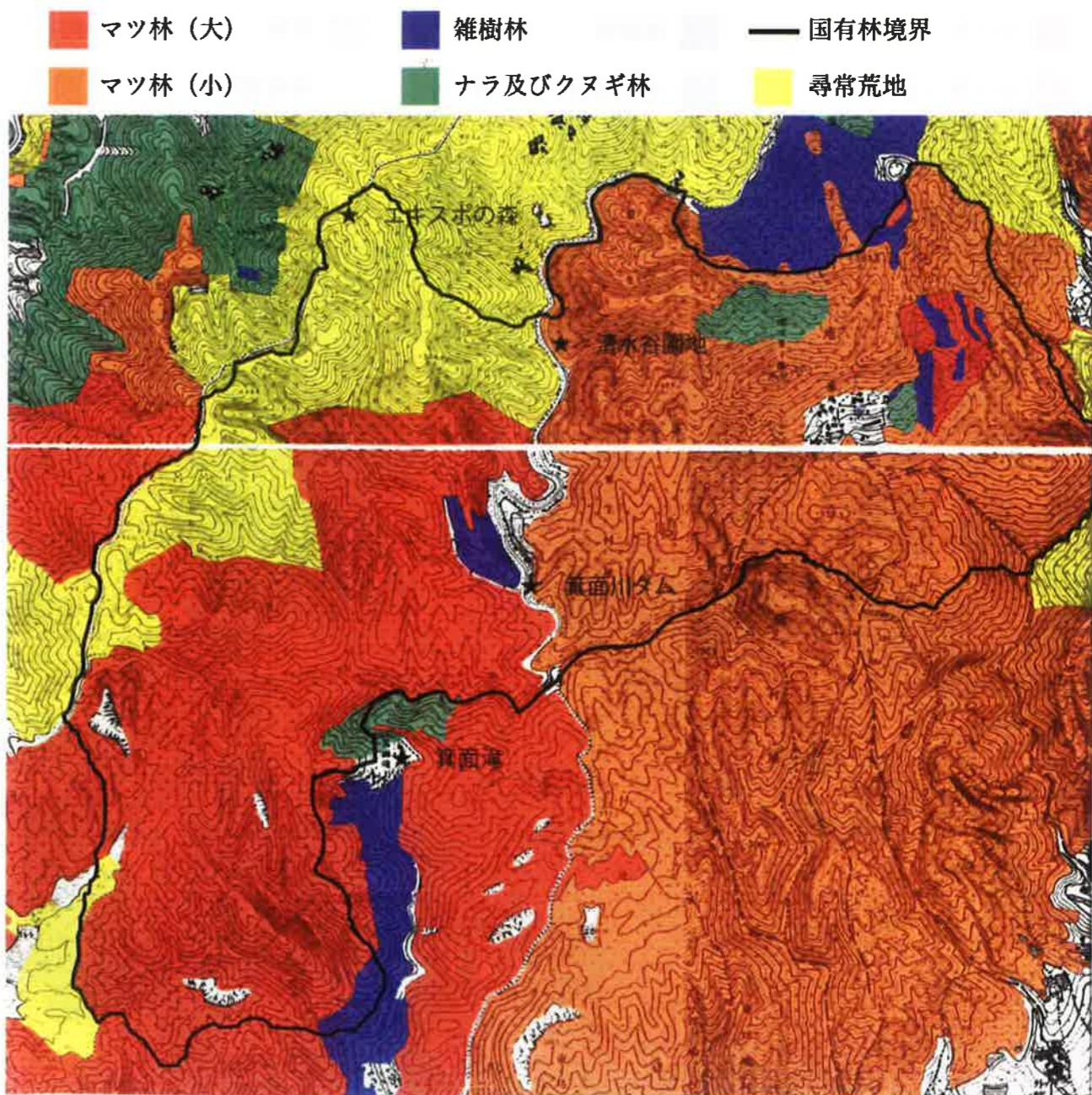
市民が、できあがった森林（公園）を利用するにとどまらず、作る過程から参加することが利用者主体の森作りに繋がることであり、それが「市民参加の森林作り」本来の主旨であると思う。

国定公園についても管理・運営において、直接の受益者（環境・利用の両側面）である市民の参加（意見+行動）を求める管理、運営へのシフト変更が求められており、（府や関係団体による直接管理から受益者である市民団体等による管理、運営を意識した）指定管理者や市民団体等と連携した協賛企業などの機関による管理への移行が模索されている。

この管理者主導から利用者主導への流れは管理・運営だけでなく、森林作りについても同じで、利用者の視点が描いたビジョン【森の構造、利用】を利用者の手で作りあげ、運営に関わることが、市民の望む森林に一番近い森林につながるものとおもう。

明治20年前後（約120年前）に測量、作成された「参謀本部陸軍部測量局 二万分の一仮製地形図」をもとに、当時の箕面周辺の植生がどのようなものであったのか考えてみる。

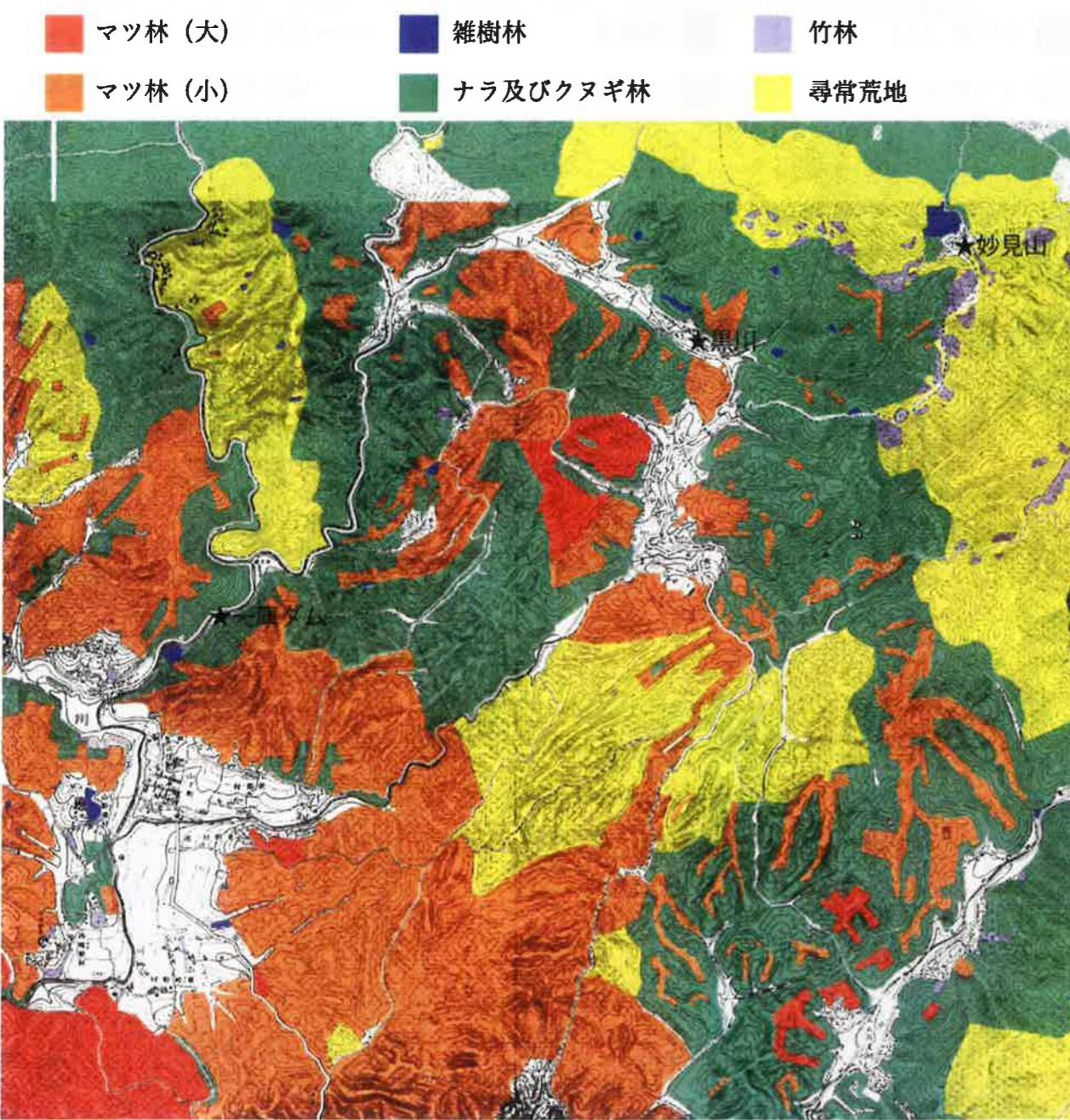
- ・西半分（旧瀧安寺領）の南側は比較的高いマツ林が覆うのに対して、東半分（旧勝尾寺領）は低いマツ林が大部分を占めていた。
- ・西半分の北側は「尋常荒地」で、おそらく低灌木や高茎草本が混じる柴山、草山の状況だったと思われる。
- ・清水谷の奥の方は国有林内にはあまり見られない「ナラ・クヌギ林」となっていた。
- ・「雜樹林」は滝の下流と清水谷の北側国有林外には見られるが国有林内ではわずか。



箕面自然休養林部会資料 2008年11月6日

ちなみに箕面の北西方、台場クヌギと池田炭の本場で知られる黒川一庫周辺の当時の状況は、下の図の通り。

- ・狭い谷部にできた集落の周辺はほとんどが「ナラ・クヌギ林」で、池田炭用の薪炭林が主と思われる。
- ・マツ林は薪炭林のある山の尾根部と、広い水田を擁する集落の周りにひろがっていた。しかし、ほとんどは低いマツ林であった。
- ・「雑樹林」はほとんどなかった。妙見山のブナ林？が目立つくくらい。
- ・集落から少し離れた山には「尋常荒地」が相当な面積広がっていた。



明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会
箕面自然休養林部会会則

明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会箕面自然休養林部会会則

(名称)

第1条 この会は、明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会箕面自然休養林部会（以下「自然休養林部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 自然休養林部会は、明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会の目的及び決定を尊重しつつ、明治の森箕面国定公園のうち国有林野（以下「箕面自然休養林」という。）を主な対象に、豊かで美しい森林の保全・整備及び、自然環境に対する尊敬の心をもった森林利用の促進を図るため、関係団体等の連携を密にしつつ、対話と協働的な取組を行うことを目的とする。

(協議及び活動事項)

第3条 自然休養林部会は、次の各号に掲げる事項について協議及び活動を行う。

- (1) 自然景観等に配慮した森林の整備に関すること
- (2) 生物多様性の保全に向けた植生調査、希少種（歴史的に希少なもの）の保護・増殖等に関すること
- (3) 安全で快適な森林利用の促進、森林環境教育に関すること
- (4) 自然環境保全意識の普及啓発に関すること
- (5) その他箕面自然休養林に関すること

(構成)

第4条 自然休養林部会は、別表に掲げる会員をもって構成する。

(連携)

第5条 自然休養林部会の運営に当たっては、林野庁京都大阪森林管理事務所及び箕面森林環境保全ふれあいセンターが連携し、これを行う。

(活動報告)

第6条 自然休養林部会の活動内容については、これを明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会の総会の場で報告するものとする。

(附則)

この会則は、平成18年6月30日から実施する。

(別表)

明治の森箕面国定公園保護管理運営協議会
箕面自然休養林部会会員名簿

(NPO関係)

所属機関・団体名	役職	氏名
NPO法人 自然と緑	理事長	石原 忠一
NPO法人 日本森林ボランティア協会	事務局長	山本 博
NPO法人 みのお山麓保全委員会	副代表理事	高島 文明
清水谷をまもる会	代表	佐中 一彦
箕面観光ボランティアガイド	代表幹事	唐木 実千成
箕面こう楽会	代表	鎌谷 計三
箕面自然観察会	代表	浅葉 清
箕面ナチュラリストクラブ	幹事	中野 皓三
箕面の森観察会	代表幹事	小西 澄子

(関係行政機関、研究機関)

団体名等	現職	氏名
大阪府北部農と緑の総合事務所	緑地整備課長	小林 孝道
(独)森林総合研究所関西支所	主任研究員	奥 敬一
箕面市公園みどり課	課長	桃山 悟
(財)大阪府みどり公社緑化部	事業課長	宅見 亮

※ 五十音順、敬称略